

入札説明書(建設工事)

岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、日本下水道事業団会計規程等関係規定に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

詳細は別紙入札説明書（建設工事、デザイン・ビルド+（オペレイト）方式・事前審査）東日本本部機械設備工事（流体機械設備工事、下水処理設備工事、汚泥焼却設備工事）共通を参照すること。

1	公告日	令和04年11月28日（月）
2	契約職	東日本本部長 渡辺 志津男
3	工事概要	
3.1	工事名	岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業
3.2	工事場所	青森県弘前市大字津賀野地内
3.3	施設名	岩木川浄化センター
3.4	処理方式	標準活性汚泥法
3.5	水量・能力	
3.5.1	全体計画下水水量	89,200 m ³ /日
3.5.2	今回対象計画施設能力 <small>(汚泥有効利用施設：コンポスト（好気性発酵）)</small>	70 t-wet/日（脱水汚泥量）
3.5.3	今回対象計画固形物量	15.33 t-DS/日
3.5.4	今回対象計画汚泥量	455 m ³ /日
3.6	工事内容	機械設備工事（新設）
3.7	対象工事	<p>【機械設備工事】 脱水汚泥供給設備 一式、肥料化設備（前処理、発酵施設等） 一式 肥料化製品受渡施設 一式、脱臭設備 一式、用水設備 一式 その他付属設備 一式</p> <p>【土木工事】 機械設備工事に伴う土木工事 一式 【建築工事】 機械設備工事に伴う建築工事一式（建築機械設備工事一式、 建築電気設備工事一式を含む）</p> <p>【電気設備工事】 機械設備工事に伴う電気設備工事 一式 【総合試運転】 汚泥有効利用施設等実負荷総合試運転 一式 【撤去工事】 汚泥焼却設備及び用水設備撤去工事 一式</p>
3.8	工期	
3.8.1	今回工期	契約締結日の翌日から令和09年03月17日(水)まで
3.8.2	指定部分工期 その1	
3.8.2.1	期限	令和06年03月29日（金）まで
3.8.2.2	内容	汚泥有効利用施設実施設計一式、 汚泥焼却設備及び用水設備撤去実施設計 一式
3.8.3	指定部分工期 その2	
3.8.3.1	期限	令和08年03月31日（火）まで
3.8.3.2	内容	汚泥有効利用施設工事（実負荷総合試運転を含む） 一式
3.9	その他	
3.9.1	入札方式	電子入札・事前審査対象案件
3.9.2	総合評価方式の試行工事	有 総合評価方式（技術提案審査型・事前・電子）
3.9.3	総合評価（施工体制確認型）の試行工事	無
3.9.4	特別重点調査を試行する工事	無
3.9.5	「マネジメント難工事指定」対象工事	無
3.9.6	VE試行工事	無
3.9.7	入札前に予定価格を公表	無
3.9.8	「見積りを求める方式」の試行工事	無
3.9.9	デザインビルド方式の工事	有 DB+（O）方式
3.9.10	特例監理技術者の緩和	無
3.9.11	「週休2日制適用工事」試行工事	無
3.10	特許	無
4	競争参加資格（認定資格）	<p>特定建設共同企業体（甲型）にあつては、4.1.1に記載する条件を全て満たす代表者と、4.2.1、4.3.1のいずれかに記載する条件を満たす代表者以外の者（構成会社数は最大3者まで）との組み合わせによる。</p> <p>特定建設共同企業体（乙型）にあつては、4.4.1に記載する条件（担当する工事内容が複数にわたる場合は、該当する工事内容に必要な建設業の許可を得ていること。）を全て満たす代表者と、4.5.1、4.5.2、4.5.5、4.5.7に記載する条件を満たすいずれかの代表者以外の組合せによる。なお、特定建設共同企業体（乙型）の代表者は機械設備工事を担当する者とする。</p> <p>また、特定建設共同企業体（乙型）の代表者以外の業者が特定建設共同企業体（甲型）を構成する場合は、以下の組合せとする。</p> <p>1) 乙型の代表者以外の業者が建築工事を施工する場合 4.5.2（建築工事・経営事項評価点数1,350点以上）に記載する条件を全て満たす代表者と4.5.3（建築工事・経営事項評価点数1,250点以上）、4.5.4（建築工事・経営事項評価点数850点以上）のいずれかに記載する条件を全て満たす代表者以外の者との2者での組合せによる。</p> <p>2) 乙型の代表者以外の業者が機械設備工事を施工する場合 4.5.5に記載する条件を全て満たす代表者と4.5.6に記載する条件を全て満たす代表者以外の者との2者での組合せによる。</p> <p>3) 乙型の代表者以外の業者が電気設備工事を施工する場合 4.5.7（A等級）に記載する条件を全て満たす代表者と4.5.8（B等級）に記載する条件を全て満たす代表者以外の者との2者での組合せによる。</p> <p>なお、特定建設共同企業体（乙型）の代表者及び代表者以外の業者は、担当する工事内容が複数にわたる場合は、該当する工事内容に必要な建設業の許可を得ていること。（構成員数は限定しない。ただし、担当する工事内容は重複しないこと。また、担当する工事内容において、機器調達と施工は一体不可分とする。）</p>
4.1	特定建設共同企業体（甲型）・代表者	
4.1.1	その1	
4.1.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事
4.1.1.2	経営事項評価点数	1,000点以上
4.1.1.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事または水道施設工事、かつ一般土木事業及び建築工事、かつ電気工事
4.1.1.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	—

4.2	特定建設共同企業体（甲型）・代表者以外	
4.2.1	その1	
4.2.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事
4.2.1.2	経営事項評価点数	—
4.2.1.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業
4.2.1.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	北海道、東北地方、関東地方
4.3.1	その2	
4.3.2.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事
4.3.2.2	経営事項評価点数	—
4.3.2.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業
4.3.2.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	北海道、東北地方、関東地方
4.4	特定建設共同企業体（乙型）・代表者	
4.4.1	その1	
4.4.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事
4.4.1.2	経営事項評価点数	1,000点以上
4.4.1.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業
4.4.1.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	—
4.5	特定建設共同企業体（乙型）・代表者以外	
4.5.1	その1（土木工事を施工する者）	
4.5.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	一般土木工事
4.5.1.2	格付（対象業種・等級）・経営事項評価点数	一般土木工事・C等級、B等級又はA等級・要件なし ただし、代表者（乙型）が施工する場合は問わない。
4.5.1.3	事業所（種類・建設業許可）	本店・土木工事業
4.5.1.4	上記事業所の所在地	青森市、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、板柳町、田舎館村
4.5.2	その2（建築工事を施工する者）	
4.5.2.1	一般競争参加資格の認定工事種別	建築工事
4.5.2.2	格付（対象業種・等級）・経営事項評価点数	建築工事・経営事項評価点数1,350点以上 ただし、代表者（乙型）が施工する場合は問わない。
4.5.2.3	事業所（種類・建設業許可）	建築工事業
4.5.2.4	上記事業所の所在地	—
4.5.3	その3（建築工事を施工する者）	
4.5.3.1	一般競争参加資格の認定工事種別	建築工事
4.5.3.2	格付（対象業種・等級）・経営事項評価点数	建築工事・経営事項評価点数1,250点以上 ただし、代表者（乙型）が施工する場合は問わない。
4.5.3.3	事業所（種類・建設業許可）	建築工事業
4.5.3.4	上記事業所の所在地	—
4.5.4	その4（建築工事を施工する者）	
4.5.4.1	一般競争参加資格の認定工事種別	建築工事
4.5.4.2	格付（対象業種・等級）・経営事項評価点数	建築工事・経営事項評価点数850点以上 ただし、代表者（乙型）が施工する場合は問わない。
4.5.4.3	事業所（種類・建設業許可）	本店・建築工事業
4.5.4.4	上記事業所の所在地	青森市、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、板柳町、田舎館村
4.5.5	その5（機械設備工事を施工する者）	
4.5.5.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事
4.5.5.2	経営事項評価点数	1,000点以上
4.5.5.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業
4.5.5.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	北海道、東北地方、関東地方
4.5.6	その6（機械設備工事を施工する者）	
4.5.6.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事
4.5.6.2	経営事項評価点数	—
4.5.6.3	事業所（種類・建設業許可）	本店・機械器具設置工事業または水道施設工事業
4.5.6.4	上記事業所の所在地	青森市、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、板柳町、田舎館村
4.5.7	その7（電気設備工事を施工する者）	
4.5.7.1	一般競争参加資格の認定工事種別	電気設備工事
4.5.7.2	等級区分	A等級 ただし、代表者（乙型）が施工する場合は問わない。
4.5.7.3	建設業の許可の業種	電気工事業
4.5.7.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	北海道、東北地方、関東地方
4.5.8	その8（電気設備工事を施工する者）	
4.5.8.1	一般競争参加資格の認定工事種別	電気設備工事
4.5.8.2	等級区分	B等級 ただし、代表者（乙型）が施工する場合は問わない。
4.5.8.3	事業所（種類・建設業許可）	本店・電気工事業
4.5.8.4	上記事業所の所在地	青森市、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、板柳町、田舎館村
4.6	維持管理・運営業務を実施する者でSPCに出資する者	
4.6.1	その1	
4.6.1.1	青森県の役務の提供を受ける契約に係る競争参加資格名簿、又は青森県有資格建設業者名簿に登録されているものであること。	

5	競争参加資格（施工実績）	
	<p>特定建設共同企業体（甲型）にあつては、5.1.1、5.1.2のいずれか及び5.1.3、5.1.4、5.1.5の全てを満たす施工実績を有する代表者と、5.2.1に記載する施工実績を有する代表者以外のとの組み合わせによる。</p> <p>特定建設共同企業体（乙型）にあつては、5.3.1、5.3.2のいずれかに該当する施工実績を有する代表者と、5.4、5.5、5.6、5.7に記載する施工実績を有する代表者以外の者との組み合わせによる。</p> <p>また、特定建設共同企業体（乙型）の代表者以外の業者が建築工事、機械設備工事又は電気設備工事を施工する場合で特定建設共同企業体（甲型）を構成する場合は、該当する工事内容に応じて全ての構成員が5.5、5.6、5.7に記載するいずれかの施工実績を有すること。</p> <p>なお、特定建設共同企業体（乙型）・代表者が担当する工事内容に機械設備工事以外の工事内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた5.4、5.5、5.7の施工実績を満たすこと。</p> <p>また、維持管理・運営業務を実施する者は、維持管理・運営業務において、SPCに出資する者は4.6.1に記載する条件を満たすこと。加えて、SPCに出資する者のうち少なくとも1者は、5.8.1に記載する条件を満たすこと。</p>	
5.1	特定建設共同企業体（甲型）・代表者	
5.1.1	①機械設備工事の下水道施設での元請実績	<p>下水道法上の処理場に係る機械設備工事（「コンポスト化施設」を含むものに限る。）。</p> <p>又は、全体計画固形物量（汚泥量）が3.5に記載された今回対象計画固形物量（又は汚泥量）の1/2以上で、下水道法上の処理場に係る機械設備工事（薬注・脱水設備を含むものに限る。）。</p> <p>ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。</p> <p>濃縮及び脱水プロセスを採用している処理場の施工実績に限る。</p> <p>固形物量及び汚泥量は脱水機に投入する量を表し、今回対象計画汚泥量の上限は60m³/hrとする。</p>
5.1.2	②機械設備工事の下水道類似施設での元請実績	<p>地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事（「コンポスト化施設」を含むものに限る。）。</p> <p>又は、全体計画固形物量（汚泥量）が3.5に記載された今回対象計画固形物量（又は汚泥量）と同規模以上で、地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事（薬注・脱水設備を含むものに限る。）。</p> <p>ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。</p> <p>濃縮及び脱水プロセスを採用している処理場の施工実績に限る。</p> <p>固形物量及び汚泥量は脱水機に投入する量を表し、今回対象計画汚泥量の上限は60m³/hrとする。</p>
5.1.3	土木工事での元請実績	下水道法上の終末処理場、ポンプ場（都市下水路を含む。）、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事又は上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造による水槽構造物（規模要件：有効水槽容量150m ³ 以上）のいずれかを含む土木工事。
5.1.4	建築工事での元請実績	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における建築工事又は公共建築物等の新築・増設工事、耐震工事又は一般改修の建築工事のいずれか。
5.1.5	電気設備工事での元請実績	下水道法上の終末処理場、ポンプ場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事のいずれか。
5.2	特定建設共同企業体（甲型）・代表者以外	
5.2.1	①元請実績	下水道法上の施設に係る工事
5.3	特定建設共同企業体（乙型）・代表者	
5.3.1	①機械設備工事の下水道施設での元請実績	<p>下水道法上の処理場に係る機械設備工事（「コンポスト化施設」を含むものに限る。）。</p> <p>又は、全体計画固形物量（汚泥量）が3.5に記載された今回対象計画固形物量（又は汚泥量）の1/2以上で、下水道法上の処理場に係る機械設備工事（薬注・脱水設備を含むものに限る。）。</p> <p>ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。</p> <p>濃縮及び脱水プロセスを採用している処理場の施工実績に限る。</p> <p>固形物量及び汚泥量は脱水機に投入する量を表し、今回対象計画汚泥量の上限は60m³/hrとする。</p>
5.3.2	②機械設備工事の下水道類似施設での元請実績	<p>地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事（「コンポスト化施設」を含むものに限る。）。</p> <p>又は、全体計画固形物量（汚泥量）が3.5に記載された今回対象計画固形物量（又は汚泥量）と同規模以上で、地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事（薬注・脱水設備を含むものに限る。）。</p> <p>ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。</p> <p>濃縮及び脱水プロセスを採用している処理場の施工実績に限る。</p> <p>固形物量及び汚泥量は脱水機に投入する量を表し、今回対象計画汚泥量の上限は60m³/hrとする。</p>
5.4	特定建設共同企業体（乙型）・代表者以外（土木工事を施工する者）	
5.4.1	土木工事での元請実績	下水道法上の終末処理場、ポンプ場（都市下水路を含む。）、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事又は上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造による水槽構造物（規模要件：有効水槽容量150m ³ 以上）のいずれかを含む土木工事。
5.5	特定建設共同企業体（乙型）・代表者以外（建築工事を施工する者）	
5.5.1	建築工事での元請実績	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における建築工事又は公共建築物等の新築・増設工事、耐震工事又は一般改修の建築工事のいずれか。
5.6	特定建設共同企業体（乙型）・代表者以外（機械設備工事を施工する者）	
5.6.1	機械設備工事での元請実績	下水道法上の終末処理場、ポンプ場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における機械設備工事のいずれか。
5.7	特定建設共同企業体（乙型）・代表者以外（電気設備工事を施工する者）	
5.7.1	電気設備工事での元請実績	下水道法上の終末処理場、ポンプ場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事のいずれか。
5.8	維持管理・運営業務を実施する者でSPCに出資する者	
5.8.1	維持管理・運営に関する下水道施設等での維持管理者としての元請実績	
5.8.1.1	この公告の日から起算して前15年以内の期間においてSPC構成員のいずれかが、下水汚泥（下水道類似施設汚泥を含む）を原料として（一部でも可）としたコンポスト化施設における連続した1年以上の維持管理・運営の実績を有すること。	

6	競争参加資格（配置予定技術者）	
	<p>特定建設共同企業体（甲型）にあつては、6.1に記載する条件を全て満たす代表者と、6.2に記載する条件を全て満たす代表者以外の者との組み合わせによる。</p> <p>特定建設共同企業体（乙型）にあつては、6.3に記載する条件を全て満たす代表者と、6.4、6.5、6.6、6.7のいずれかの条件を満たす代表者以外の者との組み合わせによる。なお、特定建設共同企業体（乙型）の代表者及び代表者以外の業者は、担当する工事内容が複数にわたる場合は、該当する工事内容に必要な配置予定技術者を配置すること。</p> <p>また、特定建設共同企業体（乙型）の代表者以外の構成員が建築工事、機械設備工事又は電気設備工事を施工する場合で特定建設共同企業体（甲型）を構成する時は、代表者及び代表者以外にも該当する工事内容に必要な配置予定技術者を適切に配置すること。この場合、特定建設共同企業体（甲型）の代表者以外の構成員には現場工事経験を求めない。</p>	
6.1	特定建設共同企業体（甲型）・代表者	
6.1.1	主任（監理）技術者の現場工事経験	<p>下水道法上の終末処理場に係る機械設備工事内容（「コンポスト化施設」を含むものに限る）又は機械設備工事（「薬注・脱水設備」を含むものに限る）で、下水道法上の終末処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の工事経験を有する者。</p> <p>ただし、建築機械設備工事、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。</p> <p>当該工事の施工期間において「土木工事」の工事担当技術者、「建築工事」の工事担当技術者、「電気設備工事」の工事担当技術者をそれぞれ専任で配置すること。</p>
6.1.2	設計担当技術者の設計経験（機械設備工事）	<p>下水道法上の終末処理場に係る機械設備工事内容（「コンポスト化施設」を含むものに限る）又は機械設備工事（「薬注・脱水設備」を含むものに限る）で下水道法上の終末処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。</p> <p>ただし、建築機械設備工事、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。</p>
6.1.3	設計担当技術者の設計経験（電気設備工事）	<p>下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設又は上水道施設における電気設備工事の設計経験を有する者。</p> <p>ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。</p>
6.1.4	配置予定技術者の配置予定期間	
6.1.4.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.1.4.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	現場着工から令和09年03月17日（水）まで
6.1.5	土木工事担当技術者	
6.1.5.1	土木工事担当技術者の現場工事経験	<p>下水道法上の終末処理場、ポンプ場（都市下水路を含む。）、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事又は上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造による水槽構造物（規模要件：有効水槽容量75m³以上）のいずれかを含む土木工事。</p>
6.1.5.2	土木工事担当技術者の専任	要
6.1.5.3	土木工事担当技術者の配置予定期間	土木工事の現場施工に着手する日から土木工事完了まで
6.1.6	建築工事担当技術者	
6.1.6.1	建築工事担当技術者の現場工事経験	<p>下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における建築工事又は公共建築物等の新築・増設工事、耐震工事又は一般改修の建築工事のいずれか。</p>
6.1.6.2	建築工事担当技術者の専任	要
6.1.6.3	建築工事担当技術者の配置予定期間	建築工事の現場施工に着手する日から建築工事完了まで
6.1.7	電気設備工事担当技術者	
6.1.7.1	電気設備工事担当技術者の現場工事経験	<p>下水道法上の終末処理場、ポンプ場又は又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事のいずれか。</p> <p>ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。</p>
6.1.7.2	電気設備工事担当技術者の専任	要
6.1.7.3	電気設備工事担当技術者の配置予定期間	電気設備工事の現場施工に着手する日から電気設備工事完了まで
6.2	特定建設共同企業体（甲型）・代表者以外	
6.2.1	主任（監理）技術者の現場工事経験	<p>下水道法上の施設に係る工事</p> <p>ただし、建築機械設備工事、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。</p>
6.2.2	設計担当技術者の設計経験（機械設備工事）	配置を求める。ただし、資格要件及び設計経験は不要とする。
6.2.3	設計担当技術者の設計経験（電気設備工事）	配置を求める。ただし、資格要件及び設計経験は不要とする。
6.2.4	配置予定技術者の配置予定期間	
6.2.4.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.2.4.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	現場着工から令和09年03月17日（水）まで

6.3	特定建設共同企業体（乙型）・代表者	
6.3.1	主任（監理）技術者の現場工事経験	下水道法上の終末処理場に係る機械設備工事内容（「コンポスト化施設」を含むものに限る）又は機械設備工事（「薬注・脱水設備」を含むものに限る）で、下水道法上の終末処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の工事経験を有する者。 ただし、建築機械設備工事、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 当該工事の施工期間において「土木工事」の工事担当技術者、「建築工事」の工事担当技術者、「電気設備工事」の工事担当技術者をそれぞれ専任で配置すること。
6.3.2	設計担当技術者の設計経験（機械設備工事）	下水道法上の終末処理場に係る機械設備工事内容（「コンポスト化施設」を含むものに限る）又は機械設備工事（「薬注・脱水設備」を含むものに限る）で下水道法上の終末処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。 ただし、建築機械設備工事、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
6.3.3	設計担当技術者の設計経験（電気設備工事）	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設又は上水道施設における電気設備工事の設計経験を有する者。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
6.3.4	配置予定技術者の配置予定期間	
6.3.4.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.3.4.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	担当する工事の現場施工に着手する日から令和9年03月17日（水）まで
6.4	特定建設共同企業体（乙型）・代表者以外（土木工事を施工する者）	
6.4.1	主任（監理）技術者の現場工事経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場（都市下水路を含む。）、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事又は上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造による水槽構造物（規模要件：有効水槽容量75m ³ 以上）のいずれかを含む土木工事。 ただし、担当する工事内容に土木工事以外の工事の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた資格・実績を持った主任（監理）技術者を専任で配置すること。
6.4.2	配置予定技術者の配置予定期間	
6.4.2.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.4.2.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	担当する工事の現場施工に着手する日から完了まで
6.5	特定建設共同企業体（乙型）・代表者以外（建築工事を施工する者）	
6.5.1	主任（監理）技術者の工事経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における建築工事又は公共建築物等の新築・増設工事、耐震工事又は一般改修の建築工事のいずれか。 ただし、担当する工事内容に建築工事以外の工事の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた資格・実績を持った主任（監理）技術者を専任で配置すること。
6.5.2	配置予定技術者の配置予定期間	
6.5.2.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.5.2.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	担当する工事の現場施工に着手する日から完了まで
6.6	特定建設共同企業体（乙型）・代表者以外（機械設備工事を施工する者）	
6.6.1	主任（監理）技術者の工事経験	下水道法上の終末処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における機械設備工事で、特定建設共同企業体内で担当する機械設備工事内容又は機械設備工事（「薬注・脱水設備」、「コンポスト化施設」のいずれか）の工事経験を有する者。 ただし、建築機械設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 また、担当する工事内容に機械設備工事以外の工事の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた資格・実績を持った主任（監理）技術者を専任で配置すること。
6.6.2	設計担当技術者の設計経験（機械設備工事）	下水道法上の終末処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における機械設備工事で、特定建設共同企業体内で担当する機械設備工事内容又は機械設備工事（「薬注・脱水設備」、「コンポスト化施設」のいずれか）の設計経験を有する者。 ただし、建築機械設備工事、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。
6.6.3	配置予定技術者の配置予定期間	
6.6.3.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.6.3.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	担当する工事の現場施工に着手する日から完了まで
6.7	特定建設共同企業体（乙型）・代表者以外（電気設備工事を施工する者）	
6.7.1	主任（監理）技術者の工事経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事のいずれか。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。 また、担当する工事内容に電気設備工事以外の工事の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた資格・実績を持った主任（監理）技術者を専任で配置すること。
6.7.2	設計担当技術者の設計経験（電気設備工事）	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設又は上水道施設における電気設備工事の設計経験を有する者。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
6.7.3	配置予定技術者の配置予定期間	
6.7.3.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.7.3.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	担当する工事の現場施工に着手する日から完了まで

7	競争参加資格(実施設計の配置予定技術者)	
	<p>特定建設共同企業体(甲型)にあつては、7.1に記載する条件を全て満たす代表者と、7.2に記載する条件を全て満たす代表者以外の者との組み合わせによる。</p> <p>特定建設共同企業体(乙型)にあつては、7.3に記載する条件を全て満たす代表者と、7.4、7.5、7.6、7.7のいずれかの条件を満たす代表者以外の者との組み合わせによる。</p> <p>特定建設共同企業体(乙型)代表者が担当する実施設計に、機械設備工事以外の実施設計内容が含まれる場合は、該当する設計内容に応じた 7.4、7.5、7.6、7.7 の要件を満たすこと。</p> <p>なお、代表者以外の者にあつては、担当する工事内容が複数にわたる場合は、該当する工事内容に必要な実施設計時の配置予定技術者を配置すること。</p>	
7.1	特定建設共同企業体(甲型)・代表者	
7.1.1	管理技術者	
7.1.1.1	管理技術者の設計経験	下水道法上の終末処理場に係る機械設備工事内容(「コンポスト化施設」を含むものに限る)又は機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)で下水道法上の終末処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。ただし、建築機械設備工事、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
7.1.2	機械工種設計担当技術者	
7.1.2.1	設計担当技術者の設計経験	下水道法上の終末処理場に係る機械設備工事内容(「コンポスト化施設」を含むものに限る)又は機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)で下水道法上の終末処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。ただし、建築機械設備工事、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
7.1.3	電気工種設計担当技術者	
7.1.3.1	設計担当技術者の設計経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設又は上水道施設における電気設備工事の設計経験を有する者。ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
7.1.4	土木工種設計担当技術者	
7.1.4.1	設計担当技術者の設計経験	配置を求める。ただし、設計経験は求めない。
7.1.5	建築工種設計担当技術者	
7.1.5.1	設計担当技術者の設計経験	配置を求める。ただし、設計経験は求めない。
7.1.6	機械工種設計照査技術者	
7.1.6.1	設計照査技術者の設計経験	配置を求める。ただし、設計経験は求めない。
7.1.7	電気工種設計照査技術者	
7.1.7.1	設計照査技術者の設計経験	配置を求める。ただし、設計経験は求めない。
7.1.8	土木工種設計照査技術者	
7.1.8.1	設計照査技術者の設計経験	配置を求める。ただし、設計経験は求めない。
7.1.9	建築工種設計照査技術者	
7.1.9.1	設計照査技術者の設計経験	配置を求める。ただし、設計経験は求めない。
7.1.10	配置予定技術者の配置予定期間	
7.1.10.1	管理技術者の専任	専任を要しない
7.1.10.2	管理技術者の配置予定期間	契約締結の翌日から令和06年03月29日(金)まで
7.1.10.3	設計担当技術者の専任	専任を要しない
7.1.10.4	設計担当技術者の配置予定期間	契約締結の翌日から令和06年03月29日(金)まで
7.1.10.5	設計照査技術者の専任	専任を要しない
7.1.10.6	設計照査技術者の配置予定期間	契約締結の翌日から令和06年03月29日(金)まで
7.2	特定建設共同企業体(甲型)・代表者以外	
7.2.1	機械工種設計担当技術者	
7.2.1.1	設計担当技術者の設計経験	配置を求める。ただし、設計経験は求めない。
7.2.2	配置予定技術者の配置予定期間	
7.2.2.1	設計担当技術者の専任	専任を要しない
7.2.2.2	設計担当技術者の配置予定期間	契約締結の翌日から令和06年03月29日(金)まで

7.3	特定建設共同企業体(乙型)・代表者	
7.3.1	管理技術者	
7.3.1.1	管理技術者の設計経験	下水道法上の終末処理場に係る機械設備工事内容(「コンポスト化施設」を含むものに限る)又は機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)で下水道法上の終末処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。 ただし、建築機械設備工事、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
7.3.2	機械工種設計担当技術者	
7.3.2.1	設計担当技術者の設計経験	下水道法上の終末処理場に係る機械設備工事内容(「コンポスト化施設」を含むものに限る)又は機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)で下水道法上の終末処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。 ただし、建築機械設備工事、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 実施設計内容に土木工種が含まれる場合は「土木工種」の設計担当技術者を、建築工種が含まれる場合は「建築工種」の設計担当技術者を、電気工種が含まれる場合は「電気工種」の設計担当技術者をそれぞれ配置すること。
7.3.3	機械工種設計照査技術者	
7.3.3.1	設計照査技術者の設計経験	配置を求める。ただし、設計経験は求めない。 実施設計内容に土木工種が含まれる場合は「土木工種」の設計照査技術者を、建築工種が含まれる場合は「建築工種」の設計照査技術者を、電気工種が含まれる場合は「電気工種」の設計照査技術者をそれぞれ配置すること。
7.3.4	配置予定技術者の配置予定期間	
7.3.4.1	管理技術者の専任	専任を要しない
7.3.4.2	管理技術者の配置予定期間	契約締結の翌日から令和06年03月29日(金)まで
7.3.4.3	設計担当技術者の専任	専任を要しない
7.3.4.4	設計担当技術者の配置予定期間	契約締結の翌日から令和06年03月29日(金)まで
7.3.4.5	設計照査技術者の専任	専任を要しない
7.3.4.6	設計照査技術者の配置予定期間	契約締結の翌日から令和06年03月29日(金)まで
7.4	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(土木工種の実施設計を行う者)	
7.4.1	土木工種設計担当技術者	
7.4.1.1	設計担当技術者の設計経験	配置を求める。ただし、設計経験は求めない。 また、担当する実施設計を代表者が行う場合は、配置を求めない。
7.4.2	土木工種設計照査技術者	
7.4.2.1	設計照査技術者の設計経験	配置を求める。ただし、設計経験は求めない。 また、担当する実施設計を代表者が行う場合は、配置を求めない。
7.4.3	配置予定技術者の配置予定期間	
7.4.3.1	設計担当技術者の専任	専任を要しない
7.4.3.2	設計担当技術者の配置予定期間	契約締結の翌日から令和06年03月29日(金)まで
7.4.3.3	設計照査技術者の専任	専任を要しない
7.4.3.4	設計照査技術者の配置予定期間	契約締結の翌日から令和06年03月29日(金)まで
7.5	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(建築工種の実施設計を行う者)	
7.5.1	建築工種設計担当技術者	
7.5.1.1	設計担当技術者の設計経験	配置を求める。ただし、設計経験は求めない。 また、担当する実施設計を代表者が行う場合は、配置を求めない。
7.5.2	建築工種設計照査技術者	
7.5.2.1	設計照査技術者の設計経験	配置を求める。ただし、設計経験は求めない。 また、担当する実施設計を代表者が行う場合は、配置を求めない。
7.5.3	配置予定技術者の配置予定期間	
7.5.3.1	設計担当技術者の専任	専任を要しない
7.5.3.2	設計担当技術者の配置予定期間	契約締結の翌日から令和06年03月29日(金)まで
7.5.3.3	設計照査技術者の専任	専任を要しない
7.5.3.4	設計照査技術者の配置予定期間	契約締結の翌日から令和06年03月29日(金)まで
7.6	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(機械工種の実施設計を行う者)	
7.6.1	機械工種設計担当技術者	
7.6.1.1	設計担当技術者の設計経験	下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における機械設備工事で、特定建設共同企業体内で担当する機械設備工事内容又は機械設備工事(「コンポスト化施設」)の設計経験を有する者。 ただし、建築機械設備工事、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。
7.6.2	機械工種設計照査技術者	
7.6.2.1	設計照査技術者の設計経験	配置を求める。ただし、設計経験は求めない。
7.6.3	配置予定技術者の配置予定期間	
7.6.3.1	設計担当技術者の専任	専任を要しない
7.6.3.2	設計担当技術者の配置予定期間	契約締結の翌日から令和06年03月29日(金)まで
7.6.3.3	設計照査技術者の専任	専任を要しない
7.6.3.4	設計照査技術者の配置予定期間	契約締結の翌日から令和06年03月29日(金)まで
7.7	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(電気工種を詳細設計を行う者)	
7.7.1	電気工種設計担当技術者	
7.7.1.1	設計担当技術者の設計経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設、又は上水道施設における電気設備工事の設計経験を有する者。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事の工事経験及び設計経験は除く。 また、担当する実施設計を代表者が行う場合は、配置を求めない。
7.7.2	電気工種設計照査技術者	
7.7.2.1	設計照査技術者の設計経験	配置を求める。ただし、設計経験は求めない。 また、担当する実施設計を代表者が行う場合は、配置を求めない。
7.7.3	配置予定技術者の配置予定期間	
7.7.3.1	設計担当技術者の専任	専任を要しない
7.7.3.2	設計担当技術者の配置予定期間	契約締結の翌日から令和06年03月29日(金)まで
7.7.3.3	設計照査技術者の専任	専任を要しない
7.7.3.4	設計照査技術者の配置予定期間	契約締結の翌日から令和06年03月29日(金)まで

8	指名停止及び設計業務の受託者		
8.1	日本下水道事業団の指名停止区域	東北区域	
8.2	指名停止措置対象団体	青森県	
8.3	設計業務等の受託者	日本水工設計株式会社、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業	
9	総合評価方式 「技術評価点」の最高点を60点とする。 総合評価項目は以下のとおりとする。		
9.1	技術提案	(1) 総合的なコストの縮減に関する技術提案 ①ライフサイクルコスト縮減に関する技術提案 (2) 社会的要請への対応に関する技術提案 ①建設時における地元活用の提案 (3) 施工計画に係わる具体的な技術提案 ①施工時における既設設備への配慮、及び施工の安全対策に関する技術提案 (4) 維持管理運営に関する技術提案 ①運営の安定性に関する技術提案 ②臭気に関する技術提案 ③肥料化製品の販売促進及びイメージ認知度向上に関する提案	
10	入札手続き等		
10.1	競争参加資格確認申請書に対する質問の提出期間	令和04年11月29日(火)から令和04年12月15日(木)まで (原則、電子メールでの受付のみとする。持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)	
10.2	競争参加資格の質問に対する回答日	令和05年01月12日(木)まで	
10.3	競争参加資格確認申請書の提出期間	令和04年11月29日(火)から令和05年01月19日(木)まで 10時00分～16時00分まで(原則、郵送等のみとする。併せてPDFファイルの電子データを次のアドレスに送付すること。 「jshigashi-kikaku-koji@jswa.go.jp」 持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)	
10.4	競争参加資格の有無の確認結果の通知日	令和05年02月09日(木)まで	
10.5	競争参加資格がないと認めた者からの理由の説明要求期限日	令和05年02月16日(木) 16時まで	
10.6	競争参加資格がないと認めた者からの説明要求に対する回答期限日	令和05年02月22日(木)まで	
10.7	入札説明書の交付期間	令和04年11月28日(月)から令和05年02月16日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く 06時00分から23時00分まで。)	
10.8	入札に必要な技術提案書の交付期間	令和04年11月28日(月)から 令和05年02月16日(木)まで	
10.9	入札説明書に対する質問の提出期間	令和04年11月29日(火)から令和05年01月12日(木)まで (原則、電子メールでの受付のみとする。持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)	
10.10	入札説明書の質問に対する回答日	令和05年02月09日(木)	
10.11	技術提案書の提出期間	令和04年11月29日(火)から令和05年02月16日(木)まで 10時00分～16時00分まで(原則、郵送等のみとする。併せてPDFファイルの電子データを次のアドレスに送付すること。 「jshigashi-kikaku-koji@jswa.go.jp」 持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)	
10.12	落札者決定基準・技術提案の可否の通知	令和05年05月29日(月)まで	
10.13	入札書の提出期間(電子入札)	令和05年06月06日(火)10時00分から令和05年06月09日(金)16時00分まで	
10.14	入札書の提出期間(紙入札)	令和05年06月06日(火)10時00分から令和05年06月09日(金)16時00分まで(原則、郵送等のみとする。持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)	
10.15	落札者決定基準・技術提案の不採用についての説明要求期限日	令和05年06月07日(水)まで	
10.16	落札者決定基準・技術提案の不採用についての説明要求に対する回答期限日	令和05年06月20日(火)まで	
10.17	開札日時	令和05年06月13日(火) 10時00分	
11	入札説明書に対する質問回答		
11.1	競争参加資格に関すること	担当部局	日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所契約課
		住所	東京都文京区湯島2-31-27 湯島台ビル 4F
11.2	技術提案等に関すること	担当部局	日本下水道事業団 東日本設計センター企画調整課
		住所	東京都文京区湯島2-31-27 湯島台ビル5F
12	その他		
12.1	随意契約により締結予定	無	
12.2	手続における交渉の有無	無	
12.3	契約書作成の要否	要	
12.4	建設リサイクル法対象	適用	
12.5	支払条件(前払)	有	
12.6	支払条件(中間前払)	有	
12.7	支払条件(部分払)	有	
12.8	火災保険等付保の要否	要	

13	問い合わせ先等		
13.1	入札執行及び契約締結等に関する事	担当部局	日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所 契約課
		住所	東京都文京区湯島2-31-27 湯島台ビル 4F
		電話・FAX	電話：03-3818-1212 FAX：03-3818-3524
13.2	競争参加資格の確認に関する事	担当部局	日本下水道事業団 東日本設計センター企画調整課
		住所	東京都文京区湯島2-31-27 湯島台ビル5F
		電話・FAX	電話：03-3818-1448 FAX：03-3818-3536
13.3	入札説明書、図面等の交付場所	担当部局	日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所 契約課 電話：03-3818-1212 ただし、システム操作に関する問い合わせは、電子入札総合ヘルプデスク（平日09時00分～12時00分、13時00分～17時00分） 電話：0570-021-777
		交付方法	入札情報公開システムによりダウンロードして取得すること。
		URL	https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/ppp_pfi_iwakigawa.html https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06A0062006000600
		パスワード	入札情報公開システムに記載のとおり
13.4	工事現場説明（図面、仕様書及び設計書を含む。）に対する質問に関する事	工事現場説明書 1 ページを参照すること。	

「3.9 その他」の補足説明

- (1) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、契約職の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (2) 本工事は、「総合評価に係る技術評価」に係る資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する試行工事である。なお、総合評価に係る技術提案についてヒアリングを行う場合がある。
- (3) 建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を認めない工事である。

「6.1.1、6.2.1、6.3.1、6.4.1、6.5.1、6.6.1、6.7.1、配置予定技術者の配置予定期間」の補足説明

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定め、書面で提出すること。

「10.10入札説明書の質問に対する回答日」の補足説明

- (1) 入札説明書に対する質問が多数となった場合に備え、入札説明書に対する質問は、可能な限り早期提出に努めること。なお複数回の質問を認める。入札説明書の質問に対する回答を回答日以降に追加する場合がある。

「12 その他」の補足説明

- (1) 契約書案により契約書を作成するものとする。
- (2) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

「13 問い合わせ先等」の補足説明

- (1) 入札情報公開システムの接続障害により、上記交付方法により取得できない入札参加者に対しては、日本下水道事業団が指定する方法により交付するので、担当部局へその旨申し出ること。

「地方公共団体等」の補足説明

- (1) 地方公共団体等とは、日本下水道事業団、国、地方公共団体及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める特殊法人等をいう。

※追記 感染リスク軽減のため、申請資料等の提出にあたっては、当面の間、原則として郵送等での対応とする。郵送等とは、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）とする。

上記による他、競争参加資格、入札手続き等その他の事項については、別紙による。

入札説明書（建設工事、デザイン・ビルド+（オペレイト）方式、事前審査

本入札説明書は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」（以下PFI法）の趣旨に準拠し「岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業」（以下「本事業」という。）の事業者を募集及び選定するにあたり公表するものである。

本事業の基本的な考え方は、令和4年7月26日に公表した実施方針と同様であるが、本事業の条件等については、実施方針等に関する質問回答、意見及び提案を反映している。したがって、応募者は、本入札説明書の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出することとする。

また、入札説明書等「入札公告、入札説明書（現場説明書の内容を含む）、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、工事請負契約書（案）、維持管理・運営委託契約書（案）、肥料売買契約書（案）」は、本入札説明書と一体のものとする。

なお、入札説明書等と実施方針及び実施方針等に関する質問回答に相違のある場合は、入札説明書等に規定する内容を優先する。

目 次

はじめに.....	1
第 1 事業に関する事項.....	2
第 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	7
第 3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項..	11
第 4 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	13
第 5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	13
第 6 法制上及び税制上の措置ならびに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	15
第 7 その他事業の実施に関し必要な事項.....	15

はじめに

「岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業」（以下「本事業」という。）は、岩木川流域下水道岩木川浄化センター（以下「岩木川浄化センター」という。）内に設置する汚泥有効利用施設の実施設計・建設工事を行い、維持管理・運営期間中において汚泥有効利用施設の維持管理・運営、肥料売買（汚泥有効利用施設で製造される肥料の買い取り、利用先の確保及び運搬）を実施するものである。

【本事業】

- ①汚泥有効利用施設の実施設計・建設工事及び汚泥焼却設備撤去工事
- ②汚泥有効利用施設の維持管理・運営
- ③肥料売買

【事業スキーム】

本事業は DB+(0)方式（実施設計・建設工事、維持管理・運営：Design Build+Operate）で行うものである。（図1 契約関係イメージ図）

本事業の実施において、青森県（以下「県」という）は、日本下水道事業団（以下、「事業団」という。）に事業者選定、実施設計・建設工事の発注・施工監理を委託する。事業団は事業者を選定する際には、事業者が実施設計・建設工事に続き、維持管理・運営、肥料売買について一体的かつ長期的に実施することにより、事業者の創意工夫が発揮され、財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上などを期待しこれらに配慮した手法をとるものとする。

また、維持管理・運営、肥料の売買にあたり、事業者は、維持管理・運営、肥料売買の開始までに維持管理・運営、肥料売買の実施のみを目的とする特別目的会社（以下、「SPC」という。）を設立し、そのSPCにより本施設の維持管理・運営、肥料売買を行うこととする。

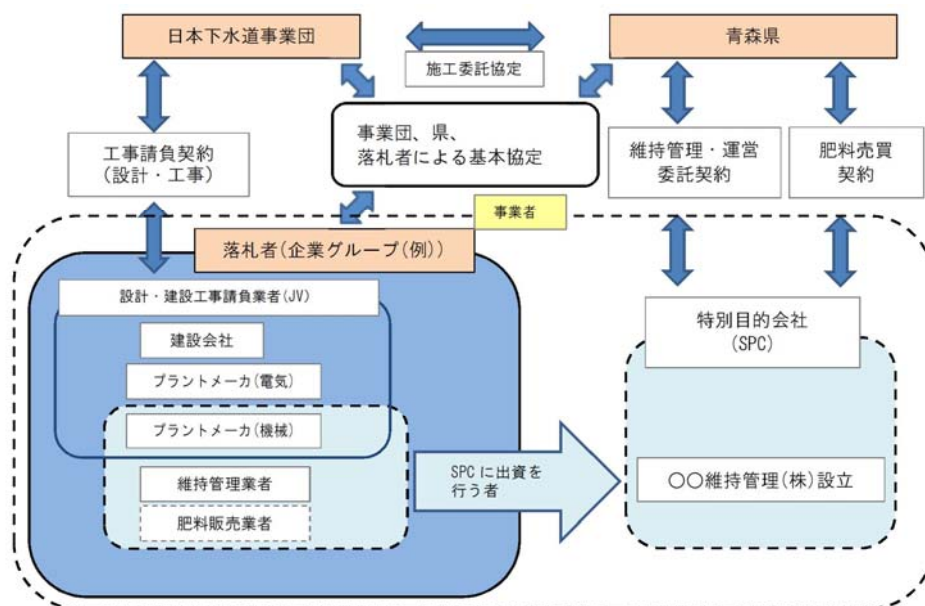


図1 契約関係イメージ図

第 1 事業に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

(2) 事業の対象施設

岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設
事業場所住所 青森県弘前市大字津賀野字浅田地内

(3) 公共施設等の管理者

青森県知事 三村申吾

(4) 事業の背景・目的

本事業は、汚泥焼却設備の老朽化に伴う代替施設として汚泥有効利用施設（以下「本施設」という）の整備運営を行うものである。

岩木川浄化センター内に設置する本施設の実施設計・建設工事及び維持管理・運営、肥料売買（本施設で製造される肥料買い取り、利用先の確保及び運搬を含む）を事業者が実施するものであり、事業者が一体的かつ維持管理・運営について長期的に実施することにより、事業者の創意工夫が発揮され、財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上等を期待するものである。

また、汚泥焼却棟建屋を有効活用するため、汚泥焼却設備の撤去も本事業にて行う。

なお、事業方式はライフサイクルコストの最適化による事業費削減効果及び長期間の汚泥有効利用先の確保を目的に、DB+(0)方式により実施する。

本事業を実施するうえでの基本的要求事項を以下に示す。

- ・ 財務負担の縮減
- ・ 臭気の抑制を図った施設
- ・ 地域貢献

(5) 事業概要

県は岩木川浄化センターの汚泥処理施設で発生する脱水汚泥を事業者に供給する。

事業者は、県から供給された全ての脱水汚泥を本施設で受け入れ、肥料を製造する。製造した肥料は維持管理・運営期間にわたって全量買い取り、長期的かつ安定的に利用する。

なお、事業者は、以下の業務を実施するが、事業者が建設する汚泥有効利用施設の実施設計・建設工事の業務については、事業団と事業者が締結した工事請負契約に基づいて実施し、汚泥有効利用施設の維持管理・運営及び肥料売買の業務については、県と事業者が締結した維持管理・運営委託契約及び肥料売買契約に基づいて実施する。なお、

これらの業務を行う上で事業者が遵守すべき制限・手続を含め、本事業における詳細な内容については、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書、工事請負契約書、維持管理・運営委託契約書、肥料売買契約書、様式集及びその他の関連資料(以下「入札説明書等」という。)に示す。

【事業者の業務範囲】

事業者の業務範囲は、本施設の実施設計、建設工事、維持管理・運営に関する業務であり、以下のとおりとする。

1) 実施設計

- ① 土木工事に関する基本・詳細設計・撤去設計（※候補地 A～C の配置案による）
- ② 建築工事に関する基本・詳細設計・撤去設計（※候補地 A～C の配置案による）
※計画通知申請手続き及び申請に伴う前願申請書、敷地面積・延床面積・建築可能面積の整理を行うこと
- ③ 建築設備工事に関する基本・詳細設計・撤去設計（※候補地 A～C の配置案による）
- ④ 機械設備工事に関する基本・詳細設計
- ⑤ 電気設備工事に関する基本・詳細設計
- ⑥ 汚泥焼却設備の撤去に関する基本・詳細設計
- ⑦ 設計管理および設計状況の事業団への報告

2) 建設工事

- ① 土木工事
本施設に係る土木構造物および場内整備に関する建設工事。
- ② 建築工事
本施設に係る建築物および建築付帯設備に関する建設工事。
- ③ 建築設備工事
本施設に係る建築設備に関する建設工事。
- ④ 機械設備工事
本施設に係る機械設備に関する建設工事。
 - ア. 脱水汚泥供給設備
 - イ. 肥料化設備（前処理、発酵施設等）
 - ウ. 肥料化設備（製品化）（必要な場合）
 - エ. 肥料化製品受渡施設
 - オ. 脱臭設備
 - カ. 用水設備
 - ク. ユーティリティ（用役）設備
 - ケ. 配管・ダクト設備
 - コ. その他必要となる機械設備に関する建設工事

⑤ 電気設備工事

本施設に係る電気設備に関する建設工事。

ア. 受変電設備

イ. 自家発電設備（必要な場合）

ウ. 特殊電源設備

エ. 運転操作設備

オ. 計装設備

カ. 監視制御設備

キ. 既設管理本館 1 階電気室本施設き電盤への動力配線接続

ク. 既設汚泥処理棟 1 階電気室本施設用中継端子箱の設置および制御計装配線
接続

ケ. その他必要となる電気設備に関する建設工事

⑥ 汚泥焼却設備の撤去工事

⑦ 本施設の設置および稼動に必要な許認可の取得および届け出の提出
(県が取得すべき許認可および県が提出すべき届出を除く。)

⑧ 工事管理および工事状況の事業団への報告

⑨ 県工事との調整

⑩ 浄化センター維持管理者との調整

⑪ その他本工事を実施する上で必要な業務

3) 維持管理・運營業務

① 運転管理業務

② 保守点検業務

③ 浄化センター維持管理者との調整

④ 修繕業務

⑤ 消耗品および薬品、燃料の調達管理業務

⑥ 周辺住民対応に関する協力

⑦ 事業場所の清掃・除雪(屋根の積雪荷重を考慮した場合においての、屋根の除雪
も含める)

⑧ 維持管理・運営状況の県への報告

⑨ 肥料の管理業務(製造量、品質、安全等)

⑩ 肥料の施用による影響調査および適正な施用の指導、助言

⑪ 本施設見学者の対応に関する協力

⑫ 製造された肥料の利用先の確保、流通、販売

⑬ 肥料登録

⑭ 県からの肥料の購入

⑮ 本施設のストックマネジメント計画、更新事業への協力

⑯ 維持管理・運営に係るセルフモニタリングとその報告

- ⑰ その他本事業を実施する上で必要な業務、届け出の提出

【県の業務範囲】

本事業における県の業務範囲は以下のとおりである。

- ① 事業用地の確保
- ② 本施設に係る交付金手続き
- ③ 本施設の設置および稼働に必要な許認可の取得および届け出の提出(県が取得または提出すべきものに限る。)
- ④ 本施設の実施設計・建設工事の協議出席
- ⑤ 脱水汚泥、電力および監視制御に関する責任分界点までの実施設計・建設工事
- ⑥ その他関係部署等による立ち入り検査等の立会い
- ⑦ 事業者への脱水汚泥の供給
- ⑧ 本施設からの汚水排水の受け入れ、処理
- ⑨ 電力、上水、二次処理水の提供
- ⑩ 維持管理・運営のモニタリング
- ⑪ 藤崎ポンプ場からの送水管移設 (候補地Aにおいて必要な場合。)
- ⑫ 弘前市からの土地の譲渡手続き (候補地B, C使用の場合)
- ⑬ 周辺住民対応
- ⑭ スtockマネジメント計画の申請
- ⑮ 本施設の更新事業
- ⑯ その他必要な業務

【事業団の業務範囲】

本事業における事業団の業務範囲は以下のとおりである。

- ① 事業者の選定
- ② 本施設に係る交付金申請図書作成補助
- ③ 実施設計・建設工事の監督および検査
- ④ 実施設計・建設工事のモニタリング
- ⑤ その他必要な業務

(6) 事業期間

基本協定が締結された後、本事業が開始された日(以下「本事業開始日」という。)から、実施設計・建設工事期間を経て、維持管理・運営、肥料売買期間が終了する令和 28 年 3 月 31 日(以下「本事業終了日」という。)までをいう。

表 1 事業期間(予定)

時期・期間	内容
令和 5 年 7 月	基本協定及び工事請負契約の締結
契約締結の日の翌日から令和 6 年 3 月 29 日	実施設計
契約締結の日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日	汚泥有効利用施設建設工事 (実負荷運転を含む)
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 17 日	汚泥焼却設備撤去工事
令和 8 年 4 月 1 日から令和 28 年 3 月 31 日	維持管理・運営、肥料売買

なお、事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間をさす。

(7) 事業者の収入

ア 実施設計・建設工事に係る対価

事業団は、事業者に対して、実施設計・建設工事に係る対価を支払うものとする。

イ 維持管理・運営に係る対価

県は S P C に対して、維持管理・運営に係る対価を維持管理・運営期間にわたって支払うものとする。

ウ 肥料売買に係る対価

S P C は、県から肥料を原則として 1 t あたり 100 円(税抜き)を下限として全量買い取り、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和 25 年法律 127 号)の規定に基づき肥料登録を行ったうえで適切な利用を図ること。

(8) 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間中、維持管理・運営、肥料売買を適切に行うことにより、事業期間の終了時において本施設の機能を満たしている状態に保持しなければならない。なお、本施設の事業期間終了後の取り扱いについては、事業期間終了 3 年前より県との協議に応じなければならない。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の決定方針

事業団は、本事業の参画を希望する事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで、事業者を選定する。

事業者の選定にあたっては、技術提案と入札価格による総合評価落札方式を採用し、詳細は落札者決定基準による。

2 事業者の選定スケジュール

事業者の募集及び選定のスケジュールは、概ね以下の予定である。

表2 事業者の募集・選定スケジュール

時期	内容
令和4年11月	入札公告
令和4年12月	競争参加資格に関する質問・意見の受付期間
令和5年1月	競争参加資格に関する質問・意見への回答
令和5年1月	入札説明書等に関する質問・意見の受付期間
令和5年1月	競争参加資格確認申請書の提出期限
令和5年2月	入札説明書等に関する質問・意見への回答
令和5年2月	競争参加資格の確認結果の通知
令和5年2月	技術提案書の提出期限
令和5年6月	事業者の決定
令和5年7月	基本協定及び工事請負契約の締結
令和8年2月	維持管理・運営委託契約、肥料売買契約の締結
令和8年4月	維持管理・運営、肥料売買の開始

※入札説明書等：入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、工事請負契約書（案）、維持管理・運営委託契約書（案）、肥料売買契約書（案）、様式集

3 応募者の参加資格要件

本事業の応募者となるためには、企業グループを形成しなくてはならない。

企業グループを構成する際には、事業団と本工事を契約するにあたり必要な資格・実績を持った企業を、また県と維持管理・運営、肥料売買を契約するにあたり必要な資格・実績を持った企業を含む必要がある。

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

ア 応募者は企業グループとする。企業グループを構成する企業は、SPCに出資する構成員とSPCに出資しない協力企業とするが、構成員のみで構成することも可能とする。

なお、競争参加資格確認申請書提出時に、企業グループの構成員及び協力企業は、代表企業・構成員・協力企業のいずれの立場であるかを明らかにするとともに、各企業の役割を明示すること。

イ 構成員及び協力企業は、他の応募者の企業グループの構成員又は協力企業となることはできない。

ウ 応募者が、本工事を行う目的で建設JVを形成する場合、「特定建設共同企業体の登録受付について」による。甲型JVを形成する場合はその構成企業数は3者までとし、乙型JVを形成する場合は構成企業数を限定しない。

エ 応募者の企業グループの構成員の中から1者を当該応募者の代表企業として定め、競争参加応募資格確認申請及び応募手続きは代表企業が行うものとする。

オ 代表企業は、本事業の維持管理・運営、肥料売買の実施のみを目的として設立するSPCへの出資比率が最も高いものとする。

カ 企業グループの構成員以外の者のSPCへの出資は認めない。なお、SPCへの最低出資率の制限は定めない。

キ 同一の応募者が複数の技術提案を行うことはできない。

ク 本工事を行う者については、企業グループ内のJVとする。JVの代表者は、機械設備工事の代表者とする。なお、JV代表者はSPCに出資する構成員となること。

(2) 応募者の備えるべき参加資格

ア 応募者は、本工事の入札に参加するために必要な資格・実績等（後述）を持った企業と、維持管理・運営、肥料売買の契約を結ぶために必要な資格・実績等（後述）を持った企業を、グループに含める必要がある。

イ 以下に示す者ではないこと。又はこの者と資本面若しくは人事面において密接な関係がある者ではないこと。

「日本水工設計株式会社」（所在地：東京都中央区勝どき三丁目十二番1号フォアフロントタワー）

「アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業」（所在地：東京都千代田区大手町一丁目一番1号大手町パークビルディング）

(3)本工事を行う者の競争参加資格（別紙2）

(4)SPCの資格要件

- ア 構成員すべてにおいて、応募時点で県の役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿、又は青森県有資格建設業者名簿に登録されている者。
- イ この公告の日の前日から起算して前15年以内の期間において、構成員のいずれかが、下水汚泥（下水道類似施設における発生汚泥を含む）を原料（一部でも可）としたコンポスト施設における連続した1年以上の維持管理及び運営の実績を有すること。
- ウ 構成員すべてにおいて、維持管理・運営委託契約及び肥料売買契約までの期間に参加資格要件を満たさなくなった場合は、事業者は速やかに県及び事業団に申し出なければならない。

4 審査及び選定手続き

(1)提案の審査及び評価

技術提案書の審査及び評価は、審査会により行うものとする。

なお、審査会への問い合わせや働きかけについては禁止する。また、審査会の公正性を損なう行為をした応募者は失格とする。

(2)評価内容

評価内容は、落札者決定基準による。

(3)評価結果の通知

評価結果は、参加者に文書で通知する。

(4)競争資格確認申請書等及び技術提案書に関する事項

提出書類は返却しない。提出書類は、応募資格の確認及び技術提案書の審査及び評価として使用する他、県へ提出する以外は、無断で他の資料として使用しない。

(5)事業者の決定

事業団は、落札者決定基準に基づき入札価格のほか、技術評価事項を加えて総合的に評価事項を加えて総合的に評価し、総合評価点が最も高い入札参加者（応募者）を落札者とし、契約する。

なお、事業者の決定後、基本協定の締結までに事業者又はその共同事業体の構成員のいずれかの者が入札説明書等に定める資格に該当しないこととなった場合（ただし、これに対応する手当てを行い、事業団の承諾を得た場合を除く。）は、再公告を行う。

(6) 審査結果の通知及び公表

事業団は、審査会が落札者を選定した後、事業団のホームページにより速やかに公表する。公表する項目は、最終順位と各項目に対する評価点数とする。また、落札者として選定された者に選定通知書、それ以外の者には非選定通知書を送付する。

5 事業者決定後の手続き

(1) 基本協定の締結

事業者として決定された者は速やかに県及び事業団と協議を行い、協議が整った場合には基本協定を県及び事業団と締結しなければならない。

(2) 工事請負契約の締結

企業グループは、基本協定に基づき、本工事に係る工事請負契約を事業団と締結しなければならない。

(3) S P C の設立

基本協定を締結した企業グループは、本事業の維持管理・運営、肥料売買を実施する S P C を指定部分工期その 2 の工事完了の 7 か月前までに、会社法(平成 17 年法律第 86 号)に定める株式会社として原則青森県弘前市内に設立し、商業登記簿謄本を県に提出しなければならない。

当該 S P C に出資する者は、事業契約が終了するまで、S P C の株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。なお、設立する S P C は、本事業以外の事業を兼業することはできないものとする。

(4) 維持管理・運営委託契約の締結

S P C は、基本協定に基づき、本施設の維持管理・運営(肥料売買に係るものは除く)に関し、本事業に係る維持管理・運営委託契約を県と締結しなければならない。

(5) 肥料売買契約の締結

SPCは、基本協定に基づき、本施設により製造される肥料販売に関し、本事業に係る肥料売買契約を県と締結しなければならない。

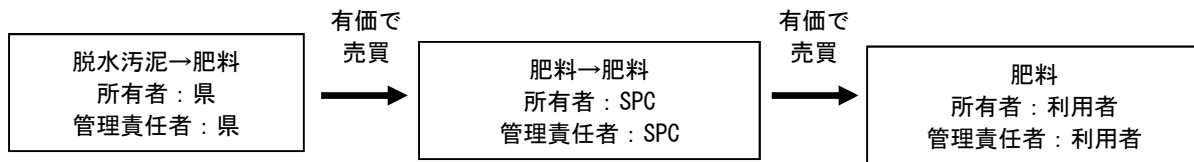


図2 肥料の所有と管理責任

6 提出書類の取扱い

(1) 著作権

入札参加者(応募者)より提出された提出書類の著作権は、入札参加者(応募者)に帰属する。ただし、事業団は、本事業における公表時及びその他の事業団が必要と認める場合には、応募者の承諾がある場合にのみ提出書類の全部又は一部を使用できるものとする。なお、提出書類は公表及び返却はしないものとする。また、事業団は、事業者の提出書類を県に提出するものとし、県は、事業者の承諾がある場合にのみ提出書類の全部又は一部を使用できるものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果により生じた責任は、入札参加者(応募者)が負うものとする。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の考え方

本事業では、予想されるリスクに対して最も適切に対応できる主体がそのリスクを分担することにより、より低廉で質の高い事業運営を目指すものとする。事業者が担う業務については、事業者が責任をもって実施し、発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。県又は事業団が責任を負うべき合理的理由がある事項については、県又は事業団が責任を負うものとする。このリスク分担の考え方を踏まえ、県および事業団ならびに事業者の責任分担は、事業契約の各契約書において示す。

2 要求する性能等

本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、入札説明書等において示す。なお、事業者は入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて施設の機能が十分発揮できるような汚泥有効利用施設の実施設計・建設工事、維持管理・運営、肥料売買を行うこととする。

3 事業者の責任の履行に関する事項

(1) 事業者の責任の履行について

事業者は、事業契約にしたがって、誠意を持って責任を履行する。

(2) 保険

事業者は、実施設計・建設工事期間中及び維持管理・運営、肥料売買期間中に以下の保険に加入するものとする。詳細は、各契約書を参照のこと。

ア 実施設計・建設工事期間中の保険

事業者は、工事目的物及び工事材料等に対して、火災保険、建設工事保険等に参加しなければならない。

イ 維持管理・運営、肥料売買期間中の保険

事業者は、第三者賠償責任保険、本施設に対する火災保険に参加しなければならない。

(3) 工事請負契約に係る契約保証

事業者は、工事請負契約に係わる契約保証として、工事請負契約書（案）第4条に定める保証を付さなければならない。

(4) 維持管理・運営に係る契約保証金

事業者は、維持管理・運営委託契約に係わる契約保証金の額、保証金額又は保険金額として、維持管理・運営委託契約に係わる契約金額の100分の10の金額を県に納付する。

(5) 業務の委託等

事業者が、本事業の設計・建設工事に際し、設計・建設工事の一部を再委託する場合には、事前に事業団の承諾を得なければならない。また、維持管理・運営、肥料売買業務に際し、業務の一部を委託又は請け負わせる場合は、事前に県の承諾を得なければならない。

(6) 有資格者の配置

事業者は、入札説明書及び要求水準書に従い、応募資格確認申請書及び技術提案書に記載した有資格者を配置することとする。

第 4 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

県及び事業団ならびに事業者との間で締結する事業契約の解釈について疑義が生じた場合、県及び事業団ならびに事業者は、誠意をもって協議するものとする。また、基本協定書、維持管理・運営委託契約書、肥料売買契約書に関する紛争については、青森地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

また、工事請負契約書に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業においては、予定された期日までに施設が建設され、継続して本施設の維持管理・運営、肥料売買が行われることが必要であるため、事業の継続が困難となった場合、以下の措置を講じるものとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 事業者が行う実施設計・建設工事が要求水準に適合しない場合又はその懸念が生じた場合には、事業団は事業者に修復勧告を行い、一定期間内に修復策を提出させ、実施することを求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、事業団は事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が行う維持管理・運営及び肥料売買が要求水準に適合しない場合で、事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行となる場合またはその懸念が生じた場合には、県は事業者に修復勧告を行い、一定期間内に修復策を提出させ、実施することを求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、県は事業契約を解除することができる。
- (3) 事業者が倒産又は財務状況が著しく悪化するなどし、事業契約に基づく事業の継続履行が困難と考えられる場合、県及び事業団は事業契約を解除することができる。
- (4) 前 3 項の規定により、県又は事業団が事業契約を解除した場合、事業者は県又は事業団に生じた損害を賠償しなければならない。

2 県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 県の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により、事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- (2) 前項の規定により、事業者が事業契約を解除した場合、県は、事業者が生じた損害を賠償する。

- 3 事業団の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置
 - (1) 事業団の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により、事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
 - (2) 前項の規定により、事業者が事業契約を解除した場合、事業団は、事業者が生じた損害を賠償する。
- 4 いずれの責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置
 - (1) 不可抗力等、県、事業団又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、県及び事業団ならびに事業者は、事業継続の可否について協議する。一定期間に協議が終わらないときは、それぞれの相手方にその旨、書面により通知することにより、県及び事業団ならびに事業者は、事業契約を解除することができる。
- 5 その他

本事業が要求水準、技術提案書及び事業契約に適合しない場合、またその他の理由で本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第 6 法制上及び税制上の措置ならびに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は特に想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 交付金の取り扱い

本事業に関する汚泥有効利用施設の実施設計・建設工事に対しては、下水道事業に係る国の交付金を活用することを想定している。

(2) その他財政上及び金融上の支援

特に予定していない。

3 その他の支援に関する事項

県及び事業団は、事業実施に必要な許認可に関し、必要に応じて支援を行う。

第 7 その他事業の実施に関し必要な事項

1 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

別紙 2

入札説明書(建設工事、デザイン・ビルド+ (オペレイト) 方式、事前審査)

1 競争参加資格

本工事に係る競争に参加するのに必要な資格を有する者とは、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、契約職による本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 工事請負業者の選定等に関する達（平成6年達第7号。以下「達」という。）第2条第1号の規定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しないものであること。
- (2) 日本下水道事業団における本工事に係る特定建設共同企業体として認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（1(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）
- (4) 本工事で指定した日本下水道事業団における一般競争参加資格の認定工事種別及び等級区分に該当する者で、かつ、必要となる建設業の許可に係る営業所（本店又は支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を必要となる所在地に有する者であること。

「建設業の許可を有する営業所等の所在地」に、北海道、東北地方、関東地方、北陸地方、中部地方、近畿地方、中国地方、四国地方又は九州地方との記載がある場合、その地方に含まれる都道府県は次のとおりとし、記載された地方のいずれかの都道府県内に必要な許可に係る営業所を有すること。

① 北海道

② 東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

③ 関東地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）

④ 北陸地方（新潟県、富山県、石川県）

⑤ 中部地方（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）

⑥ 近畿地方（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

⑦ 中国地方（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

⑧ 四国地方（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

⑨ 九州地方（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

⑩ 沖縄県

- (5) 一般競争参加資格の客観的事項について算定した点数（経営事項評価点数）は、本工事で指定した値以上であること。
- (6) 本工事で求める施工実績は、平成19年度以降に引き渡した建設工事又は機械設備工事又は電気設備工事において、元請として施工した実績（特定、経常又は大手企業連携型建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）であること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者が上記の施工実績を有していればよい。なお、本工事で求める建設工事の施工実績を選定する際

は、別添「企業（配置予定技術者）の施工実績（工事経験）に係る要件について」に留意すること。

(7) 本工事で求める配置予定の主任技術者、監理技術者は、以下のとおりである。

建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）及び特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐という。」）の配置の有無は、入札公告、入札説明書の3.9その他、及び「3.9その他」の補足説明による。

① 【特定建設共同企業体（甲型・乙型）の代表者】

(イ) 主任技術者又は監理技術者並びに工事担当技術者を本工事現場に専任で配置できること。また、特例監理技術者の場合は専任を求めない。

(ロ) 主任技術者又は監理技術者並びに工事担当技術者を工場製作期間に配置できること。

(ハ) 主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者並びに工事担当技術者の工事経験は、平成19年度以降に元請けとして施工し、引き渡し完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者が上記工事の工事経験を有していればよい。

ただし、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者並びに工事担当技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置することにより、本工事で求める工事経験とすることができる。別に工事経験を有する者の担当技術者の配置は、特定建設共同企業体（甲型）では、代表者以外の者の配置を認めます。特定建設共同企業体（乙型）は、構成員であるそれぞれの企業が配置すること。なお、特定建設共同企業体（乙型）の代表者以外の者が特定建設共同企業体（甲型）を構成する場合は、当該特定建設共同企業体（甲型）内で配置すること。この場合の担当技術者は、工事現場に非専任とする。専任する場合のみCORINSに登録すること。

(ニ) 主任技術者は、機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る資格要件を満たす者であること。

(ホ) 監理技術者又は特例監理技術者は、監理技術者資格者証（機又は水）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ヘ) 工事担当技術者は、その施工内容に該当する主任技術者または監理技術者の資格を有するものであること

(ト) 主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐並びに工事担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

(チ) 特定建設共同企業体が機械設備工事以外の施工内容を実施する場合は、実績を有する各工種の工事担当技術者（乙型にあつては監理技術者）を専任で配置すること。

② 【特定建設共同企業体（甲型）の代表者以外】

施工内容に該当する下記の【機械設備工事】に記載する資格を持った主任技術者又は監理技術者を適切に配置すること。

(イ) 主任技術者又は監理技術者を本工事現場に専任で配置できること。また、特例監理技術者の場合は専任を求めない。

(ロ) 主任技術者又は監理技術者を工場製作期間に配置できること。

(ハ) 主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の工事経験は、平成19年度以降に元請けとして施工し、引き渡し完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者並びに工事担当技術者が上記工事の工事経験を有していればよい。

ただし、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置することにより、本工事で求める工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、工事現場に非専任とする。専任する場合のみCORINSに登録すること。

(二) 主任技術者は、機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る資格要件を満たす者であること。

(ホ) 監理技術者又は特例監理技術者は、監理技術者資格者証（機又は水）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ヘ) 主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐並びに担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

③ 【特定建設共同企業体（乙型）の代表者以外】

施工内容に該当する下記の【土木工事・建築工事】【機械設備工事】【電気設備工事】に記載する資格・実績を持った主任技術者又は監理技術者を適切に配置すること。

【土木工事・建築工事】

1) 主任技術者又は監理技術者を次のとおり本工事現場に専任で配置できること。

(イ) 下請契約の額が4,000万円（建築工事一式の場合は6,000万円）以上となる場合は、監理技術者とする。

2) 土木工事の場合の主任技術者または監理技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）又はこれと同等以上の資格を有する者並びに土木工事業に係る建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。【土木工事の場合】

- ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者。
- ・ 2級建設機械施工技士の資格を有する者。
- ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「森林－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者。

これらと同等以上の資格を有するものとは国土交通大臣が認定した者とする。

土木工事に建築工事を一体として施工を担当する場合は、建築工事の現場施工の全期間にわたり、建築一式工事の主任技術者又は監理技術者になりうる資格を有する者を建築工事担当技術者として専任で配置できること。建築工事担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

建築工事の場合の主任技術者または監理技術者は、1級建築士、1級建築施工管理技士、2級建築士、2級建築施工管理技士（種別を「建築」とするものに限る。）

又はこれと同等以上の資格を有する者並びに建築工事業に係る建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。【建築工事の場合】

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者とする。

建築工事に土木工事を一体として施工を担当する場合は、土木工事の現場施工の全期間にわたり、土木一式工事の主任技術者又は監理技術者になりうる資格を有する者を土木工事担当技術者として専任で配置できること。土木工事担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

- 3) 該当する特定建設共同企業体（乙型）の代表者以外にあっては、本工事で求める工事経験を有する主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。ただし、平成19年度以降に元請として施工し引渡しが完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1者の主任技術者又は監理技術者が本工事で求める工事経験を有していればよい。

ただし、主任技術者又は監理技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者として配置することにより、本工事の工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、工事現場に非専任とする。専任する場合のみCORINSに登録すること。

本工事で求める工事経験を選定する際は 別添「企業（配置予定技術者）の施工実績（工事経験）に係る要件について」に留意すること。

- 4) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
5) 配置予定の主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
6) 建築工事、機械設備工事及び電気設備工事共通

特定建設共同企業体（乙型）の代表者以外の構成員が建築工事、機械設備工事、又は電気設備工事を施工する場合で特定建設共同企業体（甲型）を構成する場合は、代表者及び代表者以外ともに該当する工事内容に必要な配置予定技術者を適切に配置すること。

【機械設備工事】

- 1) 主任技術者又は監理技術者を本工事現場に専任で配置できること。
2) 主任技術者又は監理技術者を工場製作期間に配置できること。
3) 主任技術者又は監理技術者の工事経験は、平成19年度以降に、元請けとして施工し、引き渡しが完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1者の主任技術者又は監理技術者が上記工事の工事経験を有していればよい。

ただし、主任技術者又は監理技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置することにより、本工事で求める工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、工事現場に非専任とする。専任する場合のみCORINSに登録すること。

- 4) 主任技術者は、機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る資格要件を満たす者であること。

- 5) 監理技術者は、監理技術者資格者証（機又は水）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- 6) 主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

【電気設備工事】

- 1) 主任技術者又は監理技術者を本工事現場に専任で配置できること。
- 2) 主任技術者又は監理技術者を工場製作期間に配置できること。
- 3) 主任技術者又は監理技術者の工事経験は、平成19年度以降に、元請けとして施工し、引き渡し完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者の主任技術者又は監理技術者が上記工事の工事経験を有していればよい。
ただし、主任技術者又は監理技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置することにより、本工事の工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、工事現場に非専任とする。専任する場合のみCORINSに登録すること。
- 4) 主任技術者は、電気工事業に係る建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者であること。
- 5) 監理技術者は、監理技術者資格者証（電）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- 6) 主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

- (8) 本工事で求める配置予定の設計担当技術者は、以下のとおりである。なお設計担当技術者は、実施設計時に配置を予定する設計担当技術者及び設計照査技術者のいずれかを兼ねることができる。

①【特定建設共同企業体（甲型・乙型）の代表者】

- (イ) 設計担当技術者の設計経験は、平成19年度以降に元請けとして施工し、引き渡しが完了した施設に限る。
- (ロ) 設計担当技術者は、機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る主任技術者に準じる学科を修め、大学（高等専門学校を含む）卒業後3年若しくは高等学校（中等教育学校を含む）卒業後5年以上の機械設備の設計実務経験、又は機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る10年以上の機械設備の設計経験を有する者。又は監理技術者資格者証（機）を有する者であること。
- (ハ) 設計担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
- (二) 機械設備工事以外の施工内容を実施する場合は、その施工内容に該当する下記の【機械設備工事】【電気設備工事】に記載する資格・実績を持った設計担当技術者を配置すること。
なお、特定建設共同企業体（乙型）にあつては、設計担当技術者は代表者又は代表者以外から求めることができる。

②【特定建設共同企業体（甲型）の代表者以外】

- (イ) 設計担当技術者は、特定建設共同企業体（甲型）の代表者以外から求めるが、資格要件および設計経験は問わない。
- (ロ) 設計担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

③ 【特定建設共同企業体（乙型）の代表者以外】

(イ) 施工内容に該当する下記の【機械設備工事】【電気設備工事】に記載する資格・実績を持った設計担当技術者を配置すること。

(ロ) 設計担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

【機械設備工事】

1) 設計担当技術者の設計経験は、平成19年度以降に元請けとして施工し、引き渡しが完了した施設に限る。

2) 設計担当技術者は、機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る主任技術者に準じる学科を修め、大学（高等専門学校を含む）卒業後3年若しくは高等学校（中等教育学校を含む）卒業後5年以上の機械設備の設計実務経験、又は機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る10年以上の機械設備の設計経験を有する者。又は監理技術者資格者証（機）を有する者であること。

【電気設備工事】

1) 設計担当技術者の設計経験は、平成19年度以降に元請けとして施工し、引き渡しが完了した施設に限る。

2) 設計担当技術者は、1(7)【電気設備工事】と同等以上の者であること。ただし、自家発電設備の工事経験を求める場合で、配置予定の設計担当技術者が自家発電設備の設計経験を有していない場合は、別に設計経験を有する者を配置すること。ただし、この場合は別に配置する自家発電設備の設計経験を有している者を担当技術者としてCORINSに登録すること。

(9) 本工事で求める実施設計時に配置を予定する管理技術者、設計担当技術者及び設計照査技術者は、以下のとおりである。なお工事における配置予定の設計担当技術者と兼ねることができる。

設計照査技術者は管理技術者を、管理技術者は設計担当技術者を、設計担当技術者は設計照査技術者をそれぞれ兼ねることはできない。

① 【特定建設共同企業体（甲型）の代表者】

(イ) 管理技術者、設計担当技術者及び設計照査技術者の設計経験は、平成19年度以降に元請けとして設計し、引き渡しが完了した施設に限る。

(ロ) 機械工種設計担当技術者、機械工種設計照査技術者は、機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る主任技術者に準じる学科を修め、大学（高等専門学校を含む）卒業後3年若しくは高等学校（中等教育学校を含む）卒業後5年以上の機械設備の設計実務経験、又は機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る10年以上の機械設備の設計経験を有する者。又は監理技術者資格者証（機）を有する者であること。

(ハ) 管理技術者、設計担当技術者及び設計照査技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

(二) 設計内容に該当する下記の【土木工事】【建築工事】【機械設備工事】【電気設備工事】に記載する資格・実績を持った設計担当技術者及び設計照査技術者を配置すること。

なお、特定建設共同企業体（甲型）にあつては、【土木工事】【建築工事】【電気設備工事】の設計担当技術者及び設計照査技術者は代表者から求める。

(ホ) 管理技術者は、入札説明書に示す管理技術者の設計経験かつ7年以上の設計経験

を有すること。又は技術士（上下水道部門、流体工学部門、熱工学部門、衛生工学部門の何れかの資格を有すること。

②【特定建設共同企業体（甲型）の代表者以外】

- (イ) 設計担当技術者は、特定建設共同企業体（甲型）の代表者以外から求めるが、資格要件および設計経験は問わない。
- (ロ) 設計担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

③【特定建設共同企業体（乙型）の代表者】

- (イ) 管理技術者、設計担当技術者及び設計照査技術者の設計経験は、平成19年度以降に元請けとして施工し、引き渡し完了した施設に限る。
- (ロ) 機械工種設計担当技術者、機械工種設計照査技術者は、機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る主任技術者に準じる学科を修め、大学（高等専門学校を含む）卒業後3年若しくは高等学校（中等教育学校を含む）卒業後5年以上の機械設備の設計実務経験、又は機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る10年以上の機械設備の設計経験を有する者。又は監理技術者資格者証（機）を有する者であること。
- (ハ) 管理技術者、設計担当技術者及び設計照査技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
- (ニ) 管理技術者は、入札説明書に示す管理技術者の設計経験かつ7年以上の設計経験を有すること。又は技術士（上下水道部門、流体工学部門、熱工学部門、衛生工学部門の何れかの資格を有すること。

④【特定建設共同企業体（乙型）の代表者以外】

- (イ) 施工内容に該当する下記の【土木工事】【建築工事】【機械設備工事】【電気設備工事】に記載する資格・実績を持った設計担当技術者及び設計照査技術者を配置すること。
- (ロ) 設計担当技術者、設計照査技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

【土木工事】

- 1) 設計担当技術者及び設計照査技術者は、技術士（建設部門）の資格又は1級土木施工管理技士（職種土木）の資格を有すること又は監理技術者資格者証（土）を有する者であること。

【建築工事】

- 1) 設計担当技術者及び設計照査技術者は、1級建築士の資格を有すること。

【機械設備工事】

- 1) 設計担当技術者、設計照査技術者は、機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る主任技術者に準じる学科を修め、大学（高等専門学校を含む）卒業後3年若しくは高等学校（中等教育学校を含む）卒業後5年以上の機械設備の設計実務経験、又は機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る10年以上の機械設備の

設計経験を有する者。又は監理技術者資格者証（機）を有する者であること。

【電気設備工事】

- 1) 設計担当技術者、設計照査技術者は、1(7)【電気設備工事】と同等以上の者であること。
- (10) 日本下水道事業団が発注した工事における工事成績評定通知書に記載されている評定点の平均が過去2年間（令和02年04月01日～令和04年03月31日に工期末の完成工事）日に工期末の完成工事）連続して60点未満でないこと。
 - (11) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間に、日本下水道事業団から工事請負契約に係る指名停止等取扱要領（昭和59年7月2日付経契発第13号）に基づく指名停止を指定された区域で受けていないこと、又は入札公告に示した地公共団体からの指名停止の措置を受けていないこと（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）。
 「日本下水道事業団の指名停止の区域」に、北海道、東北区域、関東区域、北陸区域、中部区域、近畿区域、中国区域、四国区域又は九州区域との記載がある場合、その区域に含まれる都道府県は次のとおりとする。
 - ① 北海道（北海道）
 - ② 東北区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
 - ③ 関東区域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）
 - ④ 北陸区域（新潟県、富山県、石川県）
 - ⑤ 中部区域（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
 - ⑥ 近畿区域（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
 - ⑦ 中国区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
 - ⑧ 四国区域（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
 - ⑨ 九州区域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）
 - (12) 本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（特定建設共同企業体の場合は、構成員のいずれもが条件を満たしていること。）。
 - (13) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくはこれに準ずる者でないこと。
 - (14) 本工事は、競争参加希望者に申請書及び資料の提出を求め競争参加資格の確認を行ったうえで、競争参加希望者から提出された、デザイン・ビルド+（オペレイト）に係る技術提案書（以下「技術提案書」という）に基づき、汚泥有効利用施設（汚泥焼却設備等の撤去を含む）の詳細設計、施工を一括して契約し、施設の維持管理・運營業務（施設で製造される肥料の買取りを含む）を青森県と別途随意契約で行うデザイン・ビルド+（オペレイト）方式の工事である。
 - (15) 要求水準書の定めにより提出された技術提案書が優良であり、かつ要求水準書で定める条件を全て満たしていること。
 - ① 技術提案書は、入札説明書、要求水準書、に定める内容を全て記載して提出すること。

- ② 技術提案書の記載内容は、当該施設、躯体構造などに適合したものであること。
- ③ 技術提案書に係る技術対話は必要により行う。
- ④ 肥料の買取価格は、肥料1 tあたり100円（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）を下限とし、事業者からの提案額とする。
- ⑤ 本事業に係る実施設計費は、金99,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）
 建設工事費は、金5,203,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）
 維持管理・運営費は、金7,124,980,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）
 を上限額とする。

なお、維持管理・運営費提案額は、事業者から青森県への肥料買取価格を含まない金額とする。技術提案書提出時に見積書（様式50-2記載額をいう）に記載した維持管理・運営価格が、維持管理・運営費の上限額を上回る技術提案は、これを無効とする。

- (16) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 設計業務等の受注者等

- (1) 1 (12)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者」とは、次の①から②のいずれかに該当する者である。
 - ① 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。
 - ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

3 総合評価に関する事項

- (1) 総合評価による落札者の決定方法
 - ① 入札参加者は「価格」、「本工事の総合評価に係る資料」をもって入札に参加し、入札価格が日本下水道事業団会計規程（昭和48年規程第8号）第56条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の者のうち、(2)「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
 ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。
 - ② ①において、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、電子入札システムにより、当該同価の入札に係るくじを行って落札を定めるものとする。ただし、電子入札システムによる実施が困難な場合は、当該同価の入札に係る入札者等にくじを引かせて落札者を定めるものとする。
 - ③ ①により落札者を決定した場合には、電子入札システムにより入札参加者にその

旨通知する。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、ファックスにより通知する。

- ④ ①により落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格未満である場合は、低入札価格調査を行う。なお、低入札価格調査は、日本下水道事業団ホームページに示す「低入札価格調査について」による。

また、本工事が特別重点調査を試行する工事の場合は、①により落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格に満たない対象者のうち、特別重点調査実施の基準に該当する者を対象として特別重点調査を行う。なお、特別重点調査は、日本下水道事業団ホームページに示す「特別重点調査について」による。

- ⑤ ④の調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。
- ⑥ ④の調査にあたっては、①により落札者となるべき者は、調査のために必要な指示に従わなければならない。指示に従わない場合には、⑤に該当するものとし落札者とししないものとする。ことがある。

(2) 総合評価の方法

- ① 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「価格点」と、「技術評価点」の合計により得た「評価値」をもって行う。

$$\text{評価値} = \text{価格点} + \text{技術評価点}$$

「価格点」は、下記の計算方法により算出する。価格点は、小数第4位以下を切り捨てるものとする。

- ②
$$\text{価格点} = 40 \times [1 - (\text{設計} \cdot \text{建設入札価格} + \text{維持管理} \cdot \text{運営費提案額}) / (\text{設計} \cdot \text{建設予定価格} + \text{維持管理} \cdot \text{運営費上限額})]$$
- ③ 「技術提案評価点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内で入札した参加者に対し、評価項目毎に評価点を算出し、その合計点を「技術評価点」として与える。
- ④ 評価項目、評価基準等の詳細は、落札者決定基準による。
- ⑤ 技術提案の採否については、入札の可否及び技術提案の評価を下記のとおり通知する。なお、技術提案が採用されなかった場合は標準案により入札に参加することができる。
- ：可（技術提案に基づく入札をされたい。加点対象とする。）
 - －：可（技術提案に基づく入札をされたい。加点対象としない。）
 - ×：否（標準案に基づく入札をされたい。施工不可とする。）
- ⑥ 技術提案は、入札説明書の要求水準書、設計図面及び現場説明設計図書（以下「標準案」という。）を満足するとともに当該施設、躯体構造などに適合したものとすること。
- ⑦ 技術提案についてヒアリングを行う場合がある。
- ⑧ 受注者の責により、技術提案内容が実施されないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、減額変更する場合がある。

- (3) 評価項目
別紙「落札者決定基準」参照。
- (4) 評価基準
別紙「落札者決定基準」参照。
- (5) 評価に係る確認等
別紙「落札者決定基準」参照。
- (6) 評価内容の担保
 - ① 受注者は、入札前に提出した技術提案を確実に履行する責がある。
 - ② 受注者の責により入札時に提出された施工計画、技術提案内容の施工が行われな
ない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、工
事成績評定点を減点する。
また、総合評価（技術提案型）における技術提案については、再度の施工が困難
あるいは合理的でない場合は、加えて減額変更を行う場合がある。
 - ③ 総合評価に関する工事成績評定点の減点は、最大15点とする。
 - ④ 減額変更の減額金額は、下記の算出方法による。なお、再評価値とは、実際に施
工した内容に基づき算出した技術提案評価点により求められた「評価値」とする
（「価格点」は含まない。）
$$\text{減額金額} = \{ (\text{受注時評価値} - \text{再評価値}) / 100 \} \times \text{受注金額}$$
 - ⑤ 履行にあつての留意事項等は、落札者決定基準及び入札説明書別添「総合評価に
関する事項」による。

4 担当部局

- (1) 特定建設共同企業体の認定、紙入札方式による参加（変更）承諾、競争参加資格の
確認通知、入札執行及び契約締結に関すること。
〒113-0034 東京都文京区湯島2-31-27 湯島台ビル4階
日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所 契約課
電話 03-3818-1212
- (2) 競争参加資格の確認（申請書及び資料の受付審査）に関すること。
〒113-0034 東京都文京区湯島2-31-27 湯島台ビル5階
日本下水道事業団 東日本設計センター 企画調整課
電話 03-3818-1448

5 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、本工事の競争参加資格を有することを証明するため、次に
従い、申請書及び資料を提出し、契約職から競争参加資格の有無について確認を受け
なければならない。
デザイン・ビルド方式+（オペレイト）にかかる提出図書類は、技術提案書とする。
なお、期限までに申請書、資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認めら
れた者は、本競争に参加することができない。
 - ① 提出方法 電子入札システムにより行うこと。ただし、契約職の承諾を得て紙
入札方式による場合は、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書
留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）によるもの
とし、ファックスによるものは受け付けない。
電子入札システムにより提出する場合であつて、申請書及び資料の合

計ファイル容量が3MBを越える場合は、持参又は郵送等により提出するものとする。持参又は郵送等での提出とする場合は、必要書類の一式を持参又は郵送等するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。また、持参又は郵送等による提出を行う場合は、電子入札システムにより、以下の内容を記載した「様式 2-2」を持参又は郵送等を行う前に送信すること。

電子入札システムで送信する場合、押印は不要とするが、持参又は郵送の際には、押印したものを同封すること。なお、電子入札システムによる、「様式 2-2」の事前送信を行っていない場合、持参又は郵送等による書類の提出は受けない。

- ・持参又は郵送等する旨の表示
- ・持参又は郵送等の目録
- ・持参又は郵送等のページ数
- ・持参又は発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送等による場合は、提出期限の締切日必着とする。ただし、提出期限の前日までの受領証（書留郵便）や受付印（託送）があるものは有効とする。送付当日に技術資料（事前申請書）郵送連絡書「様式 1 3」をファックスすること。

※当面の間、電子入札システムにより提出する場合であっても、電子入札システムにより提出することに加えて申請書及び資料のファイルをメールでも下記宛てに送信すること。

日本下水道事業団 東日本設計センター 企画調整課

Jshigashi-kikaku-koji@jswa.go.jp

- ② ファイル形式 電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、以下のいずれかの形式で作成し、入札書提出時の内訳書フィールドに添付するものとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2016 形式以下のもの
2	Microsoft Excel	Excel2016 形式以下のもの
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル (Acrobat5.0 互換で作成のもの) 画像ファイル (JPEG 形式及びGIF 形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

- ③ 持参若しくは郵送等による場合又は紙入札方式による場合の提出場所 4 (2)に同じ。

- ④ 当面の間、申請資料等の提出は、原則として郵送での対応とする。郵送物と同じ内容のPDFファイルを次のメールアドレスまで送付すること。

「Jshigashi-kikaku-koji@jswa.go.jp」メールを送信した場合は、郵送連絡書「様式 1 3」のファックスは不要とする。

- (2) 申請書及び資料は、「様式 2-1」により作成すること。

- (3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、競争参加資格の確認に関する資料に記載する実績については、平成19年度以降に、工事が完成し、引渡し完了しているものに限り記載すること。また、汚泥有効利用施設整備運営事業の実設計時に配置を予定する管理技術者、設計担当技術者

及び設計照査技術者の競争参加資格があることが確認できる実績等を「様式5-3、5-4、5-5」に記載し、提出すること。

【土木工事・建築工事】

① 施工実績

(イ) 特定建設共同企業体の代表者に求める施工実績

本工事の競争参加資格があることを判断できる同種又は類似工事の実績を、「様式3-1」に記載すること。記載する同種又は類似工事の施工実績は1件でよい。

(ロ) 特定建設共同企業体の代表者以外に施工実績を求める場合は次による。

本工事の競争参加資格があることを判断できる類似工事の実績を、「様式3-1」に記載すること。なお、記載する類似工事の施工実績は1件でよい。

(ハ) 「競争参加資格(施工実績)」に、公共建築物との記載がある場合は、次のいずれかとする(民間実績も可)。

- ・事務所・庁舎：事務所・庁舎、郵便局、警察署、試験センターなど
- ・教育施設：学校、研究所、研修所、体育館など
- ・集会施設：集会施設、公民館、地域センター、図書館、美術館など
- ・医療施設：病院、救急センター、診療所など
- ・福祉施設：福祉センター、介護センターなど
- ・民生施設：卸売市場、公的事業用施設など

② 配置予定の技術者

(イ) 本工事の競争参加資格があることを確認できる配置予定の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の資格、同種又は類似工事の経験及び申請時における他工事の従事状況を「様式4-3-1」、「様式4-3-2」に記載すること。現在、他工事に従事していない場合は、「なし」と記載し、他工事に従事し本工事と重複する場合は、対応措置を記載すること。ただし、他工事に主任技術者又は監理技術者として従事している場合は認めない。なお、記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

(ロ) 建築工事担当技術者(工事内容が土木・建築工事の場合)又は土木工事担当技術者(工事内容が建築・土木工事の場合)については、本工事の競争参加資格があることを確認できる資格を、「様式4-3-3」、「様式4-3-4」に記載すること。

(ハ) 申請時に配置技術者が特定できない場合は、3名を限度として複数の技術者を申請することもできる。その場合、評価対象となる技術者は、「技術者の施工能力等に関する評価項目」に係る「評価点の合計値」が最も低い者とする。なお、申請するすべての配置予定技術者は、競争参加資格の要件を満たしていることが必要である。

(ニ) 同一の技術者を複数工事の配置予定の技術者として重複して申請する場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに提出した当該申請の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがある。

また、低入札価格調査のため落札決定が保留されている間は、低入札価格調査対象者は同一の配置予定技術者により他の工事の入札に参加してはならない。

③ 施工実績の確認書類等の提出

①及び②の同種又は類似などの工事の施工実績として記載した工事に係る（一財）日本建設情報総合センター「工事実績情報システム（CORINS）」発行の「登録内容確認書」の写しを提出すること。ただし、登録されていない場合は、当該工事に係る契約書の写し等を提出すること。

④ 主任技術者又は監理技術者並びに建築工事担当技術者又は土木工事担当技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料及び資格を証明する資料を提出すること。

⑤ 「下水道類似施設」とは5(3)【機械設備工事】⑥及び⑧をいう。

⑥ 指名停止措置

「指名停止措置対象団体」に記載の団体から指名停止の措置を受けていないことを確認する資料として、「様式9-1」を提出すること。

【機械設備工事】

① 施工実績

(イ) 本工事の競争参加資格があることが確認できる施工実績（同一系列で工事が分割されている場合は、まとめて1件とすることができる。）を「様式3-1」に記載し提出すること。

(ロ) 「競争参加資格（施工実績）」に、機械設備工事（「薬注・脱水設備」を含むものに限る）との記載がある場合は、次のとおりである。

a) 機械設備工事（「薬注・脱水設備」を含むものに限る）は、同一処理場同一系列の脱水機、汚泥供給ポンプ、薬品溶解タンク・薬品溶解装置および薬注ポンプを全て含むものとする。

(ハ) 施工実績として記載した工事に係る（一財）日本建設情報総合センター「工事実績情報システム（以下「CORINS」という）」発行の「登録内容確認書」の写しを提出すること。ただし、当該工事がCORINSに登録されていない場合、契約書の写し（工事名、請負代金額、工期、発注者、受注者（特定又は経常建設共同企業体を構成している場合にあっては各構成員の出資割合が確認できること。）が記載されている部分。）及び工事内容が判断できる資料を公告要件に応じて抜粋し、提出すること。これらで確認できない場合は「様式6-4」を提出すること。

② 現場工事期間の配置予定技術者（現場工事経験）

(イ) 監理技術者又は特例監理技術者は、1(7)で指定する監理技術者資格者証を有する者とする。

(ロ) 主任技術者は、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者とする。

なお、実務経験で提出する場合は「様式6-2」に法令で定めた実務経験年数を記入して提出すること。また、実務経験は、元請として施工した請負代金額が1000万円以上の工事に限る。

(ハ) 同一の技術者を複数工事の配置予定の技術者として重複して申請する場合、他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに当該資料の取り下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがある。

また、低入札価格調査のため落札決定が保留されている間は、低入札価格調査対象者は同一の配置予定技術者により従事期間の重複する他の工事の入札に参加してはならない。

- (ニ) 配置予定技術者の資格・工事経験は、「様式4-1」に、CORINSで工事経験が確認できない場合は、「様式6-1」の従事経験証明書に記載し提出すること。また、複数の工事を合わせて対象工事の機械設備工事内容を満足する場合は、「様式4-1」を複数枚とし資料を合わせて提出すること。なお、工事経験が確認できる資料として、CORINS、契約書、特記仕様書、図面等の写しを提出すること。
- (ホ) 「競争参加資格（配置予定技術者）」に、機械設備工事（「薬注・脱水設備」を含むものに限る）との記載がある場合は、次のとおりである。
- a) 機械設備工事（「薬注・脱水設備」を含むものに限る）は、同一処理場同一系列の脱水機、汚泥供給ポンプ、薬品溶解タンク・薬品溶解装置および薬注ポンプを全て含むものとする。
- (ヘ) 配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料及び資格を証明する資料を提出すること。
- (ト) 申請時において従事及び登録している全ての工事について記載すること。現在、他工事に従事していない場合は、「なし」と記載し、他工事に従事し本工事の現場工期を重複する場合は、対応措置を記載すること。
- (チ) 申請時に配置技術者が特定できない場合は、3名を限度として複数の技術者を申請することもできる。その場合、評価対象となる技術者は、「技術者の施工能力等に関する評価項目」に係る「評価点の合計値」が最も低い者とする。なお、申請するすべての配置予定技術者は、競争参加資格の要件を満たしていることが必要である。
- ③ 工場製作期間の配置予定技術者
- (イ) 配置予定技術者は1(7)で指定する監理技術者資格者証を有する者、若しくは建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者とする。
- (ロ) 配置予定技術者の資格は「様式4-2」に、実務経験によるものは「様式6-2」に記載し提出すること。
- (ハ) 配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料及び資格を有する資料を提出すること。
- ④ 設計担当の配置予定技術者
- (イ) 配置予定技術者は、設計図書に基づき受注者が実施する設計管理（企画立案、システム設計等）を行う者とする。
- (ロ) 配置予定技術者の資格は、1(8)に指定する監理技術者証を有する者、若しくは実務経験を有する者とする。なお、実務経験で提出する場合は、「様式6-3」に要求する設計経験を記入して提出する。また、実務経験は、元請として施工した請負代金額が1,000万円以上の工事に限る。
- (ハ) 配置予定技術者は、企画・立案、基本システム設計、機器承諾図の作成取りまとめ又は照査・審査・確認又は承認・最終確認等の経験を有する者とする。
- (ニ) 配置予定技術者の資格・設計の設計経験及び従事経験証明書は、「様式5-1」及び「様式6-1」に記載し提出すること。また、複数の工事を合わせて対象工事の機械設備工事内容を満足する場合は、「様式5-1」を設計経験が含まれる工事ごとに作成すること。なお、設計管理の業務が確認できる資料として、CORINS、契約図書、承諾図書、書面等の写しを提出すること。ただし、「その他付属設備」については設計経験を問わない。
- (ホ) 配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料及び資格を証明する資料を提出すること。

- (へ) 「競争参加資格(配置予定技術者)」に、機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)との記載がある場合は、5(3)のとおりである。
- ⑤ 「標準法類似処理法」とは、標準法、酸素活性汚泥法、長時間エアレーション法(単槽式無酸素好気運転、オキシデーショondiッチ法は除く)、嫌気無酸素好気法、循環式硝化脱窒法、ステップ流入式多段硝化脱窒法、硝化内生脱窒法、嫌気好気活性汚泥法、担体利用処理法とする。
- ⑥ 「下水道類似施設」とは、農業集落排水施設、漁業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設、処理人口500人以上の地域し尿処理施設とする。ただし、次の場合は下水処理施設に河川排水機場が含まれる。
- (イ) 当該処理場の処理方法がPOD(全体計画下水流量:1,200m³/日以下)における水処理設備工事。
- (ロ) ポンプ場における水処設備工事。
- (ハ) ポンプ設備工事。
- ⑦ 「長寿命化工事」とは、「更生工法あるいは部分(「下水道施設の改築について(平成28年4月1日付け国水下水事第109号国土交通省 下水道事業課長通知)」別表に定める小分類未満の規模)取り替え等により既存ストックを活用し、耐用年数の延伸に寄与する長寿命化対策を行う工事」をいう。
- ⑧ 汚泥焼却設備工事の施工実績を求める場合における「下水道類似施設」とは、ごみ焼却施設をいう。
- ⑨ 指名停止措置
「指名停止措置対象団体」に記載の団体から指名停止の措置を受けていないことを確認する資料として、「様式9-1」を提出すること。

【電気設備工事】

① 施工実績

- (イ) 本工事の競争参加資格があることが確認できる施工実績(工事が分割されている場合は、まとめて1件とすることができる。)を「様式3-1」に記載し提出すること。
- (ロ) 施工実績として記載した工事に係る(一財)日本建設情報総合センター「工事実績情報システム(以下「CORINS」という)」発行の「登録内容確認書」の写しを提出すること。ただし、当該工事がCORINSに登録されていない場合、契約書の写し(工事名、請負代金額、工期、発注者、受注者(特定又は経常建設共同企業体を構成している場合にあつては各構成員の出資割合が確認できること。))が記載されている部分。)及び工事内容が判断できる資料を公告要件に応じて抜粋し、提出すること。これらで確認できない場合は「様式6-4」を提出すること。

② 現場工事期間の配置予定技術者(現場工事経験)

- (イ) 監理技術者は、1(7)で指定する者とする。
- (ロ) 主任技術者は、電気工事業に係る建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者とする。なお、実務経験で提出する場合は「様式6-2」に法令で定めた実務経験年数以上を記載して提出すること。
- (ハ) 電気通信の資格又は実務経験等を求める工事の監理技術者は、(イ)の要件及び下記のa)~e)のいずれか、主任技術者は(ロ)の要件及び下記のa)~e)のいずれかの要件を満たしている者とする。なお、実務経験で提出する場合は「様式6-2」に下記に定めた実務経験年数以上を記載して提出すること。

- a) 監理技術者資格者証（通）を有する者。
 - b) 技術士（総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門）又電気電子部門）の二次試験に合格した者。
 - c) 電気通信主任技術者資格者証を有する者であって、その資格者証の交付を受けた後5年以上の電気通信工事の実務経験を有する者。
 - d) 電気工学又は電気通信工学に関する学科を卒業後、高等学校（旧実業学校を含む。）は5年以上、大学（旧大学を含む。）若しくは高等専門学校（旧専門学校を含む。）は3年以上の電気通信工事の実務経験を有する者。
 - e) 10年以上の電気通信工事の実務経験を有する者。
- (ニ) 配置予定技術者の資格・工事経験は「様式4-1」に記載し提出すること。また、複数の工事経験を合わせて対象工事の電気設備工事内容を満足する場合は、工事経験ごとに「様式4-1」に記載し提出すること。
- (ホ) 工事経験が確認できる資料として、CORINS、契約書、特記仕様書、図面等の写しを公告要件に応じて抜粋し提出すること。ただし、CORINSで工事経験が確認できない場合は、「様式6-1」に記載し提出すること。これらで確認できない場合は「様式6-4」を提出すること。
- (ヘ) 配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料及びその資格を証明する資料を提出すること。
- (ト) 申請時において、配置予定技術者が従事及び登録している全ての工事について記載すること。申請時に、他工事に従事していない場合は、「なし」と記載し、他工事に従事し本工事の現場工期と重複する場合は、対応措置を記載すること。
- (チ) 申請時に配置技術者が特定できない場合は、3名を限度として複数の技術者を申請することもできる。その場合、評価対象となる技術者は、「技術者の施工能力等に関する評価項目」に係る「評価点の合計値」が最も低い者とする。なお、申請するすべての配置予定技術者は、競争参加資格の要件を満たしていることが必要である。
- (リ) 同一の技術者を複数工事の配置予定の技術者として重複して申請する場合、他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに当該資料の取り下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがある。
また、低入札価格調査のため落札決定が保留されている間は、低入札価格調査対象者は同一の配置予定技術者により従事期間の重複する他の工事の入札に参加してはならない。
- ③ 工場製作期間の配置予定技術者
- (イ) 配置予定技術者は、1(7)で指定する監理技術者資格者証を有する者、若しくは建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者とする。
 - (ロ) 電気通信の資格を求める工事の配置予定技術者は、5(3)に記載されている者と同様とする。
 - (ハ) 配置予定技術者の資格は「様式4-2」に、実務経験によるものは「様式6-2」に記載し提出すること。
 - (ニ) 配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料及びその資格を証明する資料を提出すること。
- ④ 設計担当の配置予定技術者

- (イ) 配置予定技術者は、設計図書に基づき受注者が実施する設計管理（企画・立案、基本システム設計、機器承諾図の最終確認等）を行う者とする。
- (ロ) 配置予定技術者は、1 (8) で指定する者で、かつその経験を有する者とする。なお、工場製作期間中の配置予定技術者を兼務することが望ましい。
- (ハ) 電気通信の資格を求める工事の配置技術者は、5 (3) に記載されている者と同様とする。
- (ニ) 配置予定技術者の資格・設計経験及び従事経験は、「様式5-1」及び「様式6-1」に記載し提出すること。また、複数の工事の設計経験を合わせて対象工事の電気設備工事内容を満足する場合は、設計経験ごとに「様式5-1」に記載し提出すること。なお、設計管理の業務が確認できる資料として、CORINS、契約図書、承諾図書、書面（図面・仕様書又は打合せ議事録等）等の写しを公告要件に応じて抜粋し、提出すること。これらで確認できない場合は「様式6-4」を提出すること。
- (ホ) 実務経験による配置予定技術者は、「様式6-2」に法令で定めた実務経験年数以上を記載して提出すること。
- (ヘ) 配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料及びその資格を証明する資料を提出すること。
- ⑤ 「下水道類似施設」とは、次のとおり。
 - (イ) ポンプ場の電気設備工事においては、農業集落排水施設、漁業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設及び処理人口500人以上の地域し尿処理施設におけるポンプ場及び同処理施設（場内ポンプ場を含む。）ならびに河川排水機場を下水道類似施設とする。
 - (ロ) 処理場の電気設備工事においては、農業集落排水施設、漁業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設、処理人口500人以上の地域し尿処理施設を下水道類似施設とする。
- ⑥ 「上水道施設」とは、次のとおり。
 - (イ) ポンプ場の電気設備工事においては、水道のための浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあっては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）で当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものとする。
 - (ロ) 処理場の電気設備工事においては、水道のための浄水施設で当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものとする。
- ⑦ 「長寿命化工事」とは、「更生工法あるいは部分（「下水道施設の改築について（平成28年4月1日付け国水事第109号国土交通省 下水道事業課長通知）」別表に定める小分類未満の規模）取り替え等により既存ストックを活用し、耐用年数の延伸に寄与する長寿命化対策を行う工事」をいう。
- ⑧ 指名停止措置
 - 「指名停止措置対象団体」に記載の団体から指名停止の措置を受けていないことを確認する資料として、「様式9-1」を提出すること。

【SPCに出資する者】

SPCを設置する場合は以下のとおりとする。

①業務委託元請実績

- (イ) 本工事の競争参加資格（SPCに出資する者）があることが確認できる実績を「様式3-

- 3」に記載し提出すること。
- (ロ) 業務委託の元請実績として契約書の写し（業務委託名、請負代金額、工期、発注者、受注者（特定又は経常建設共同企業体を構成している場合にあっては各構成員の出資割合が確認できること。）が記載されている部分。）及び業務委託内容が判断できる資料を公告要件に応じて抜粋し、提出すること。
- (4) デザイン・ビルド+（オペレイト）に係る技術提案書
- 1) 1（15）に掲げる資格があることを判断できる提出資料を要求水準書に基づき提出すること。
 - 2) 日本下水道事業団が提出された技術提案書を有効と認めることにより、提出者の責任が軽減されるものではないことを確認のうえ提案すること。
 - 3) 要求水準書は、本施設の基本的内容について定めたものであり、技術提案書において提案する設備・装置および機器類は必要な能力と規模を有し、かつ管理的経費の節減を十分に配慮したものとすること。
 - 4) 技術対話後の技術提案書の再提出を要請する場合があります、提出者は再提出に応じなければならない。
 - 5) 技術対話の日時、時間等必要事項は別途通知する。
- (5) 技術提案書に対する審査内容
技術提案書における評価の着眼点は下記のとおりとする。
- ① 要求水準書に提示した設計条件の適合の可否。
 - ① 要求水準書に提示した技術要件の適合の可否。
- (6) 技術提案書の再提出
日本下水道事業団の要請により、技術提案書の再提出を行う場合は、次の要領で行う。なお技術提案書の再提出要請は、複数回申請する場合がある。
- ① 再提出の要請：提出の要・不要を 別途通知する。
 - ② 提出期間：別途通知する。なお土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで、13時00分から16時00分まで。
 - ③ 提出場所：4(2)に同じ
 - ④ 提出方法：技術提案書の再提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送（託送を含む）又はファックスによるものは受け付けない。
- (7) 競争参加資格の確認結果は通知する。
- (8) 申請書及び資料等の作成説明会は行わない。
- (9) 特定建設共同企業体の場合、電子入札を利用することができるICカードは、特定建設共同企業体の代表会社のICカードとなるので、入札・見積に関する権限について、構成会社から代表会社への委任状を申請書の提出期限までに、契約職あてに提出しなければならない。なお、委任状の提出先は、4(1)とする。委任状の様式は、電子入札運用基準「様式2-2」とするが、委任する事項は、「競争参加資格の申請に関する一切の件」及び「入札及び見積りに関する一切の件」に限ることとする。
- (10) その他
- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 契約職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認や青森県への提出以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された申請書及び資料は返却しない。

- ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 4 (2)に同じ。

6 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約職に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面により説明を求めることができる。
 - ① 提出場所 4 (1)に同じ。
 - ② その他 書面は持参することにより提出するものとし、郵送等又はファックスによるものは受け付けない。
- (2) 契約職は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し書面により回答する。
- (3) 契約職が、6 (1)により説明を求められたときは、入札日時及び開札日を延期することがある。なお、この場合別途その旨を入札参加者に対し周知する。

7 入札に必要な図面等の交付

見積を行うために必要な工事現場説明書、仕様書、設計図面及び現場説明用設計書は下記のとおり交付する。

(1) 交付場所及び方法

入札公告、入札説明書の「入札説明書、図面等の交付場所」に示した入札情報公開システムアドレスからダウンロードして取得すること。

なお、入札情報公開システムの接続障害により、上記交付方法により取得できない入札参加者に対しては、日本下水道事業団が指定する方法により交付するので、担当部局へその旨を申し出ること。

(2) 担当部局

日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所契約課

電話 03-3818-1212

ただし、システム操作に関する問い合わせ先は、電子入札総合ヘルプデスク

電話 0570-021-777 (平日 9時00分～12時00分、13時00分～17時00分)

Email:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

8 入札説明書及び競争参加資格確認申請書に対する質問

- (1) 入札説明書、入札公告に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出すること。(入札に必要な図面等に対する質問及び回答については、図面等に添付の工事現場説明書による。)
 - ① 提出場所 4 (1)に同じ。
 - ② その他 書面は持参又は郵送等により提出するものとし、ファックスによるものは受け付けない。
 - ③ 当面の間、書類の授受は電子データでのやり取りに限定する。
電子データ送付先「Jshigashi-kikaku-koji@jswa.go.jp」

9 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式の承諾を得た者は紙により持参又は郵送等すること。ファックスによるものは認めない。

- (1) 紙入札方式における入札書の提出場所 4 (1)に同じ。

1 0 入札方法等

- (1) 入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、封かんのうえ商号又は名称、所在地、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等により提出すること。
 なお、入札の辞退を希望する者は、上記の入札を行わないこと。併せて、速やかに入札辞退届（商号又は名称、所在地、あて名、日付、工事名及び入札を辞退する旨を記載し、代表者の押印があるものに限る。）を持参又は郵送等により提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力（紙入札方式の場合は入札書に記載）すること。
- (3) 特定建設共同企業体の場合、入札書<連絡先>商号（連絡先名称）欄には、特定建設共同企業体の名称を入力すること。
 ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、特定建設共同企業体の代表会社の代表者及び特定建設共同企業体の構成会社の代表者が記名押印した入札書を提出すること。
- (4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、予定価格を事前公表する場合の入札執行回数は、原則として1回を限度とする。

1 1 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付（保証金取扱店 みずほ銀行 新橋支店）。
 ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 契約保証金の額 保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の3以上とする。

1 2 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
 工事費内訳書の様式は、「様式60-1」～「様式68-3」を使用し、費目、工種、種別、細別、単位、数量、単価、金額等を明らかにし、①又は②により提出すること。
 また、提出する工事費内訳書には、表紙（様式は自由）を添付し、発注者名（宛名）、発注案件名（工事名）及び提出業者名を記載し、代表者印を押印（電子入札方式により工事費内訳書を提出する場合は不要。）すること。

① 電子入札方式の場合

提出方法 工事費内訳書を5(1)②に示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。なお、入札書画面の提出内容確認ボタンを押下後、内容確認画面が表示され「提案値が添付されていない」旨のメッセージが表示されるが、そのまま入札書提出ボタンの押下を行う。

郵送等について 工事費内訳書のファイル容量が3 MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ持参又は郵送等（締切日時必着）で提出すること。持参又は郵送等で提出する場合には、工事費内訳書の一式を持参又は送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送等に当たっては、書留郵便等の記録が残る方法を必ず利用し、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書きし、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。持参又は郵送等により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（自由様式）を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

- ・持参又は郵送等する旨の表示
- ・持参又は郵送等の目録
- ・持参又は郵送等のページ数
- ・持参又は発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

持参又は郵送等による場合の提出先は4 (1)に同じ。

ファイル形式 電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、5 (1)②のいずれかの形式で作成し、入札書提出時の内訳書フィールドに添付するものとする。

② 紙入札方式の場合

入札書及び工事費内訳書を郵送等又は持参により提出すること。

郵送等により提出する場合には、郵便書留等の配達記録が残る方法を必ず利用すること。

入札書及び工事費内訳書は、二重封筒とし、表封筒に「入札書及び工事費内訳書在中」と朱書きし、中封筒に入札書、表封筒と中封筒の間に工事費内訳書を入れ、入札日及び入札件名を表示のうえ、各々封かんをして提出すること。

- (2) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (3) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。
- (4) 契約職は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。
- (5) 工事費内訳書が、次の各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。
 - ① 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）
 - (イ) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
 - (ロ) 内訳書とは無関係な書類である場合
 - (ハ) 他の工事の内訳書である場合
 - (ニ) 白紙である場合
 - (ホ) 内訳書に押印がない場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
 - (ヘ) 内訳書が特定できない場合
 - (ト) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
 - ② 記載すべき事項が欠けている場合
 - (イ) 内訳の記載が全くない場合
 - (ロ) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - ③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合

- (イ) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
- ④ 記載すべき事項に誤りがある場合
 - (イ) 発注者名に誤りがある場合
 - (ロ) 発注案件名に誤りがある場合
 - (ハ) 提出業者名に誤りがある場合
- (ニ) 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
- ⑤ その他未提出又は不備がある場合

1 3 開札

(1) 開札方法等

開札は電子入札システムにより行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。なお、紙入札方式による入札参加者で1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札を辞退したものとして取り扱う。

(2) 紙入札方式の開札場所

〒113-0034 東京都文京区湯島2-31-27 湯島台ビル5階
 日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所 入札室
 電話 03-3818-1212

1 4 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札現場説明書並びに日本下水道事業団一般競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、開札の時ににおいて1に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

1 5 配置予定技術者の確認等

- (1) 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐、若しくは若手・女性技術者とする場合又は主任技術者、監理技術者若しくは特例監理技術者及び監理技術者補佐をそれぞれ複数名申請した場合において、入札後落札者の決定までの期間に、他の工事を落札し又は落札候補者となったことにより、配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに4(1)に連絡するとともに、電子入札システムの入札状況一覧に表示される辞退申請書の提出ボタンによりその旨の申し出を行うこと。申し出が許可された場合は、当該入札を無効とする。この場合においては、速やかに「様式12-2」の申出書を持参又は郵送等により提出すること。申出書の提出場所は4(1)に同じ。なお、事実が認められなかった場合又は辞退申請がなされなかった場合には指名停止等取扱要領に基づく指名停止を行うことがある。

また、入札後落札者の決定までの期間に、他の工事を落札し又は落札候補者となったことにより、申請した複数名のいずれかの主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置できなくなった場合には、直ちに4(1)に連絡するとともに、速やかに「様式12-2」の申出書を持参又は郵送等により提出すること。申

出書の提出場所は4(1)と同じ。

- (2) 落札者決定後、CORINS等により、配置予定の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐について専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、入札説明書に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
- (3) 入札前に届け出した主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置すること。
- (4) 工事現場に配置した主任技術者又は監理技術者の変更は、原則として認められないが、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等極めて特別でやむを得ないとして承認された場合のほか、下記に該当する場合についても、監督職員との協議により、変更することができる。
 なお、変更する場合は、本工事の入札公告等に掲げる工事経験及び資格要件の基準を満たし、かつ、入札時における主任技術者又は監理技術者と同等以上の評価点の合計値となる者を配置しなければならない。
 - ① 入札公告等に指定部分工期又は複数の配置期間が設定されている場合。
 - ② 入札公告等に示した配置予定期間外において、受注者の責めに帰すべきでない理由により新たな現場施工期間が生じ、技術者の配置が新たに必要となった場合。
 - ③ 大規模な工事で一つの契約工期が2か年以上に及び、かつ、現場施工期間が18か月以上に及ぶなど、やむを得ないとして承認された場合。
- (5) 複数名申請した場合で、落札決定通知を受けた者は、通知を受けた翌日から2日以内（土、日、祝日は除く）に、配置する技術者の氏名を企画調整課にファックスで通知するものとする。

1.6 再苦情申立て

- (1) 本工事の競争参加資格がないと認められた理由の説明に不服がある者は書面を受け取った日から7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に書面により、理事長に対して再苦情の申立てを行うことができる。再苦情の申立てについては日本下水道事業団入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間
 - ① 受付窓口 4(1)と同じ。
 - ② 受付時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分 まで、13時00分から16時00分まで

1.7 関連情報を入手するための照会窓口 4に同じ。

1.8 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、日本下水道事業団電子入札運用基準、日本下水道事業団一般競争契約入札心得（電子入札用）及び契約書案を熟読し、日本下水道事業団電子入札運用基準及び日本下水道事業団一般競争契約入札心得（電子入札用）を遵守すること。
- (3) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止取扱要領に基づく指

名停止を行うことがある。

- (4) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く毎日、9時00分から17時30分まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、日本下水道事業団ホームページで公開する。
- 日本下水道事業団ホームページアドレス<http://www.jswa.go.jp/>
- (5) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
- ① 障害発生時 電子入札総合ヘルプデスク
TEL:0570-021-777（平日 9:00-12:00 13:00-17:00）
Email:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com
- ② 電子入札システム操作等 電子入札システム
日本下水道事業団ホームページ内の電子入札システムページ
- ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、4(1)へ連絡すること。
- (6) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
- (7) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、電子入札、紙入札方式により持参、郵送等が混在する場合があるため、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

別添 1

企業（配置予定技術者）の施工実績（工事経験）に係る要件について

1. 企業の施工実績

本工事で求める施工実績を選定する際は以下に留意すること。

- ・ 構造物の新設・増設を施工実績として求める工事については、施工実績として掲げる工事は少なくとも本体構造物の築造を含むものであること。本体構造物を築造した工事の施工実績であれば、基礎杭工や土留工などが別工事となっても、それら別工事の施工実績は求めない。
- ・ 構造物の新設・増設を施工実績として求める工事については、施工実績として掲げる工事は本体構造物の築造に関して一貫したものであること。すなわち、本体構造物が複数工事で分割施工されている場合、分割されたうちの一部の工事のみの施工では施工実績として認めない。
- ・ 補修工事などの付帯的な工事は施工実績として認めない。

2. 配置予定技術者の工事経験

本工事で求める工事経験を選定する際は以下に留意すること。

- ・ 1に掲げる留意事項は、“施工実績”を“工事経験”と読み替え、配置予定技術者の工事経験についても適用される。
- ・ 構造物の新設・増設を施工実績として求める工事において、配置予定技術者が工事経験として掲げる工事の一部期間しか従事していない場合は、1に掲げる留意事項が従事期間に対して満足されていること。
- ・ 構造物の耐震改修あるいは改修を施工実績として求める工事については、配置予定技術者が構造物の耐震改修あるいは改修の現場着手からその構造物の耐震改修あるいは改修の現場作業がすべて完了するまで従事したと判断できるものであること。
- ・ 上に掲げる以外の施工を施工実績として求める工事については、配置予定技術者が一連の施工に主体的に従事したと判断できるものであること。
- ・ 特殊な技術を要する工事の施工経験については、配置予定技術者が当該技術による施工の現場着手から当該技術による現場作業がすべて完了するまで従事したと判断できるものであること。

別添 2

総合評価に関する事項

1. 評価に係る項目等

- (1) 評価項目
別紙「落札者決定基準」参照。
- (2) 評価基準
別紙「落札者決定基準」参照。
- (3) 評価に係る確認等
別紙「落札者決定基準」参照。

2. 評価に係る確認等

- (1) 共通事項
 - ①受注者は、「施工不可」と通知された技術提案を除き、入札前に提出したすべての技術提案を確実に履行すること。受注後の施工管理方法等については、入札説明書付属資料「総合評価の評価項目に係る施工管理について」による。
- (2) 技術提案（簡易な施工計画、簡易な技術提案を含む）に関する事項
 - ①施工方法等の技術提案における安全管理については、標準案と同等以上の安全性を有するものとし、受注者の責任において行うものとする。また、技術提案を適正と認められることにより、設計図書において施工方法を指定していない部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。
 - ②技術提案の採否等については競争参加資格確認の通知に併せて書面により、加算点を付与する対象となる技術提案、加算点を付与する対象とならない技術提案又は施工不可の技術提案をそれぞれ通知する。その際、技術提案が施工不可とされた場合にはその理由を付して通知する。技術提案が採用されなかった者は標準案により入札することができる。
 - ③技術提案については、その後の日本下水道事業団の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、提案者の了承を得ることなく使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。
 - ④発注者は、技術提案の内容が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、落札者の技術提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他社に比べ優位な点を公表することがある。
 - ⑤技術提案の評価にあたっては、下記の点について審査を行う。
 - a) 技術提案に実現性、有効性に関する技術的な裏付け等があるか
 - b) 技術提案が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえた適切な内容であるか
 - ⑥次に示すような技術提案は、実施を認めない（施工不可）。
 - a) 工事目的物又は指定仮設の変更が伴うもの
 - b) 他機関及び他工事との調整・協議が必要となるもの
 - c) 施工に対する安全性への配慮に欠けるもの

- d) 関係法令等に違反するもの
- ⑦次に示すような技術提案は、加点評価対象としない。
- a) 標準案と同程度の提案であり、効果が期待できないもの
 - b) 具体的な実施範囲・条件等が明確に記載されていないもの
 - c) 具体的な効果内容が確認できないもの
 - d) 求める提案主旨と異なる提案（施工不可の要件に該当する場合を除く）
- ⑧技術提案の内容に自ら標題等を設けることにより、各々有効・無効の評価が必要な複数の技術提案をその標題等に関連した1件の技術提案として提案しないこと。この場合には、該当する1技術提案を加点評価対象としない。

付属資料

総合評価の評価項目に係る施工管理について

1. 評価項目の履行について

受注者は、入札前に提出したすべての総合評価に係る評価項目を確実に履行すること。ただし、契約前に実施してはならないと発注者が通知した項目は除く。

2. 履行にあたっての留意事項

履行あたっては、次の事項に留意して実施すること。

1) 配置技術者の配置について

①入札前に届け出した配置予定技術者を配置すること。

②工事現場に配置した主任技術者又は監理技術者の変更は、原則として認められないが、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等極めて特別でやむを得ないとして承認された場合のほか、下記に該当する場合についても、監督職員との協議により、変更することができる。

なお、変更する場合は、本工事の入札公告等に掲げる工事経験及び資格要件の基準を満たし、かつ、入札時における主任技術者又は監理技術者と同等以上の評価点の合計値となる者を配置しなければならない。

a) 入札公告等に指定部分工期又は複数の配置期間が設定されている場合。

b) 入札公告等に示した配置予定期間外において、受注者の責めに帰すべきでない理由により新たな現場施工期間が生じ、技術者の配置が新たに必要となった場合。

c) 大規模な工事の一つの契約工期が2か年以上に及び、かつ、現場施工期間が18か月以上に及ぶなど、やむを得ないとして承認された場合。

③配置技術者を変更する場合は、公告に掲げた要件を満たし、かつ入札時における配置予定技術者の評価点と同等以上となる者を配置させること。

なお、公告に示した専任期間内で、現場施工を行わない期間がある場合は、主任(監理)技術者の専任期間の変更は認める。

2) 地元企業の採用率の履行について

①本工事の入札時に「地元企業の採用率」が加点評価された場合は、工事完成時に地元企業採用率報告書(工事請負関係様式集 参照)を主任監督員に提出し、履行の確認を受けること。

②本報告書の確認の結果、地元企業の倒産、指名停止等特別でやむを得ない場合を除き、受注者の責により入札時の評価基準値を下回る場合には、工事成績評定の減点を行う。

3) 技術提案の履行について

[着手前]

①技術提案(簡易な技術提案、簡易な施工計画を含む)に関する施工計画書を主任監督員に提出し承諾を受けること。なお、機器製作に係る項目については、機器製作計画書を主任監督員に提出し承諾を受けること。

[施工中・施工完了後]

①施工は施工計画書に基づき実施すること。

②技術提案毎に施工が完了した段階で、完了報告書を主任監督員に提出し承諾を受けること。

③すべての技術提案の施工が完了した段階で、完了報告書を主任監督員に提出し承諾を受けること。

④技術提案の内容を満たす施工が行われない場合は、主任監督員に対しその理由等を書

面で提出した上で、受注者の責により再度の施工を行うこと。

⑤再度の施工が困難な場合は、主任監督員に対しその理由等を書面で提出するものとする。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、工事成績評定の減点を行う。

また、技術提案審査型及びDB方式の技術提案については、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、工事成績評定の減点に加えて減額変更を行う場合がある。

4) 施工計画書の作成の留意事項

①入札前に提出したすべての技術提案を記載すること。また、契約前に実施してはならないと発注者が通知した項目についてはその旨を記載すること。

②技術提案を具体化するための施工方法（施工実施手順、施工方法等）を記載すること。

③施工中及び施工完了後、品質等を確保するための具体的な管理方法、測定方法、試験方法等を記載すること。

5) 完了報告書の留意事項

①施工中、施工完了後の結果を簡潔に記載し、入札前に提出した技術提案を満足しているか否かについて記載すること。